

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
第 108 回制度検討作業部会

日時 令和 7 年 10 月 29 日 (水) 13:00~15:18

場所 別館 2 階 218 会議室 (オンライン併用)

1. 開会

○佐久室長

では、準備が整いましたので、ただ今から総合資源エネルギー調査会、電力・ガス事業分科会、次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会、第 108 回制度検討作業部会を開催します。

委員・オブザーバーの皆さま方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。今回も対面とウェブでのハイブリッド開催となりました。

今回、事務局を務めておりました電力基盤整備課長の筑紫がこのタイミングで異動になりますて、後任として添田という者がまいりっておりますので、議事に先立ちまして一言ごあいさつさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

○添田課長

先週から電力基盤整備課長に着任いたしました、添田と申します。前任の筑紫が内閣の改造で大臣秘書官という仕事にまいりまして、私がそれまで大臣秘書官をやっておったのですが、入れ替わりで基盤課長を務めることになりました。制度検討作業部会の委員・オブザーバーの皆さまには大変日頃からお世話になっておりますけれども、またいろいろとご指導いただければと思います。久しぶりにお目にかかる方と初めての方と両方いらっしゃいますけれども、今後どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○佐久室長

それでは、早速ですけれども議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は大橋座長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

2. 議題

(1) 非化石価値取引について

○大橋座長

皆さんこんにちは。大変お忙しいところ本日ご参集いただきまして、ありがとうございます

ます。本日ですけれども、議題が3つございます。非化石価値取引について、あとは需給調整市場について、ベースロード市場についてということでございますので、それぞれ順番に議事のほうを進めてまいりたいと思いますが、いつもどおり闇達（かたつ）な意見交換をさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、最初の議題、非化石価値取引についてということで、事務局より資料の3-1、3-2をご用意いただいていますので、まず、そちらのご説明をいただいた後に意見交換できればと思います。よろしくお願ひします。

○佐久室長

今ご紹介いただきましたように、まず、資料3-1に基づきまして、非化石価値取引についてということで、ご説明申し上げたいと思います。

今日基本的には、2ページご覧いただければと思いますけれども、議題といたしましては高度化法、今年度が第2フェーズの最終年度になっておりまして、来年度から第3フェーズになるというタイミングで、制度のこれまでを振り返りながら、今後どうしていくのかという議論のキックオフをしたいと思っております。それに先立ちまして、まず、直近8月に行われました第1回オークションの結果というのを紹介するということにいたしております。

ページをおめくりいただきまして3ページですけれども、2025年度第1回オークションの結果ということで、FIT再エネ指定なしの高度化法義務達成市場の結果でございます。今回の市場の結果につきましては、これまでに比べまして買い入札量が非常に多くなっていて、それに対して売り入札量が少ないという状況が生じております。こうした中で、これまでトレンドとしては上下限価格のどちらかに張り付いていた価格が、それ以外のところで約定をするという結果になっているというところが特徴かなと思います。

4ページも非FIT再エネ指定ありですけれども、基本的には同じような傾向で、同じような特徴が見られると。そうした約定結果になっているというところでございます。

5ページですけれども、再エネ価値取引市場でございます。こちらはある種、これまでのトレンドを踏襲しているといいますか、非常に需要が右肩上がりで増えてくるというトレンドが見られるところかなと考えております。

6ページですけれども、2025年度の証書需給状況の把握に向けた今後の対応ということでありますて、昨年度この制度の運用の中で、需給が逼迫（ひっぱく）するという状況がございましたけれども、今年度はどういう市場の状況になるのかということにつきましては、早めのタイミングで状況を把握したいと思っておりまして、既に今事業者の皆さん方にアンケートを発出しております。しかるべきタイミングで、またその結果についてはこちらの委員会でもご報告したいと思います。

おめくりいただきまして7ページから、高度化法第3フェーズ以降に向けた議論でございます。

8ページでありますけれども、まず「はじめに」ということで、これまでの制度の経緯というものを簡単にまとめてございます。

まず、高度化法という法律に基づいてこの市場は運営しているわけですけれども、2009年にこの法律が制定されたということあります。それ以降エネルギー政策を巡るさまざまな情勢変化を背景に、運用の見直しというのが行われてきたというところであります。

現行制度の大枠というのは2018年から2019年にかけて議論され、先ほど申し上げた第1フェーズ、第2フェーズ、第3フェーズということで、フェーズに区切ってやっていく仕組みが始まったのが2020年度からでございました。

この制度を運用するに当たっては、法律に基づいて事業者が従うべき判断基準というものが定められるわけですが、その中において記載される目標というものがございます。こちらにつきましては2016年に定められた、2030年における非化石電源比率を原則44%以上とするという目標を引き継ぎながら、今の2020年以降の運用を行っているというところでございまして、こうした将来的に目指すべき水準という目標値に加えまして、2020年度からは中間目標値というような、個々の事業者が具体的にその年度に達成しなければいけないとされる調達量の水準というものを、全体の目標とは別に定めるということにしておりまして、こうした要は将来的に目指すべき大きな目標と、その年度に具体的に事業者がやらなければならないことというのを、目標として切り分けた上で運用をするという制度の大枠になっているというところでございます。

3つ目のポツでありますけれども、中間目標値の設定に当たっては、事業者間で非化石電源のアクセス環境が大きく異なっていると。こういう実態があるということなので、その点を勘案しまして非化石電源の調達に一定の配慮をすると。グランドファザリングでありますけれども、徐々に制度を厳しくしていこうという発想で、先ほど来申し上げているように第1フェーズ、第2フェーズ、これはそれぞれ3年間ずつやるということなのですが、そういうタイミングを区切って、そのタイミングでこのグランドファザリングを徐々に漸減させていくという方向で、議論が行われてきたところであります。今回26年度から第3フェーズが始まるという状況になっているところでございます。

9ページが続きでありますけれども、こうした形で今年度が第2フェーズの最終年度なので、第3フェーズが始まるに先立って、具体的な制度の運用の状況を確認しながら、今後の運用について必要な見直しを検討したいと思っています。

その下に、その見直しに当たってわれわれが踏まえなければいけない状況の変化ということで、直近足元、今年度第7次エネルギー基本計画というのが策定されまして、こうした中で行われた議論、こうしたものは踏まえていく必要があるかなと思っておりますし、関連する審議会、特に再生可能エネルギーを議論しているような大量導入小委という場では、再エネの主力電源化に向けてまさにその再エネを自立化するためにも、再エネ電源の非化石価値の適正な評価というのが重要だと。こんなご議論をいただいたということがございましたので、こうした点も参考していく必要があるのかなと思っているところであります。

ます。

さらに今ヨーロッパではGHG Protocolというイニシアチブの見直しの議論が行われておりますし、そうした非化石証書を巡るその他のさまざまな情勢についても、しっかりと注視しながら議論を進めていきたい。こう考えているところでございます。

おめくりいただきまして10ページ以降ですけれども、まずその中身の議論に先立ちまして、第2フェーズでこの非化石法がどう運用されてきたのかということを、少し振り返りたいと思います。

11ページですけれども第2フェーズの評価で、まず最初、非化石電源比率の推移でございます。左側のグラフをご覧いただきますと、先ほど申し上げた第1フェーズが始まった2020年。これは20%台の前半というのが非化石比率でございましたが、2024年では31%というところまで伸びております、約10%ぐらい、この間増えているということでございます。

右側をご覧いただきますと、何が増えたのかというとFIT電源の割合が減って、非FIT電源が増えているということでありまして、この間FITからFIPへの転換が進んだことありますとか、あるいは原子力の再稼働が進んできたというところが影響しているのかなと見ていくところであります。

12ページですけれども、事業者による義務達成状況でございます。まず第1フェーズは、第1フェーズの3年間を通じて中間目標を達成するという仕組みでやっていたところ、さまざま市場が非常に動向、先を読むのが難しかったというようなこともあります、事業者の達成状況は全体として6割程度になっていたところであります。そうした状況を踏まえて制度を見直して、毎年度中間目標を確認するという仕組みを導入した結果、最近の23年度、24年度につきましては全体の約9割5分程度ですが、義務を達成しているという状況になっております。

13ページでありますけれども、これは少しまだ別の視点で、この制度の成果というものを評価したいと思いますけれども、事業者による非化石電源の調達状況ということであります。

左側のこのグラフを見ていただきますと、この制度が始まった当初は一部の事業者の方がたくさん再エネを調達しているということだったのですが、この制度を運用する中で、より多くの方々が、ある程度は非化石電気を調達をしているという状況が出来上がってきているとなっているのかなと思っておりまして、広く多くの方々に非化石価値というものを認めていただいて買っていただくこと、そういう環境をつくっていくという狙いも、この制度には元々あったということだったと思いますので、その観点からも取り組みが進んでいるのかなということが言えるかと思います。

14ページは参考なので飛ばさせていただきますけれども、15ページです。非FIT証書とFIT証書の取引推移であります。左側が非FIT証書のまず取引推移で、こちらは額というよりは、基本的に市場取引よりは相対取引で=産業側とは=取引をされているとい

うことの確認でございます。右側がF I T 証書の取引推移で、これは既にこのタスクフォースでもご覧いただいたかと思いますけれども、足元F I T 証書の取引が倍々で増えているという状況がございます。

16 ページですけれども、これも以前お出しした資料ですが、需要家による非F I T 再エネ証書の直接取引を認めていくことによって制度を見直したのですが、その結果として取引が非常に増えている。もちろん桁はまだ小さいので全体としてのボリュームからするとわずかですが、割合というか規模感はどんどん増えていると。そういう状況でございます。

17 ページですけれども市場価格の推移で、これは先ほど第1回の結果の際にも少しご覧いただきましたが、基本的にはこの市場は、需給の状況をどう想定するかという市場参加者の期待によって、上限価格または下限価格に張り付きやすいという構造がございまして、そうした中で価格形成がされてきたという経緯があるのかなと思っております。

18 ページは、これまでの制度の見直しの経緯を簡単にまとめたものでございます。

19 ページですけれども、これも参考に入れましたけれども、この高度化法を運用する際に、事業者の皆さま方には達成計画というものを作成して提出をいただいております。その中に、今後の制度をどうしていくのかということに関連するようなご意見というのも記載いただいていることがございますので、どんなご意見があったのかを紹介しているところでございます。

20 ページですけれども、第2フェーズの評価であります。今ご説明申し上げたようなさまざまなファクトというものを見る中で、われわれとしてはこういうまとめなのかなと思っていることを3つ書いております。

1つは中間目標の達成状況についてであります。中間目標を達成した事業者の割合、これは第1フェーズから大幅に向上していると。また非化石電源比率も中間目標を導入した2020 年度以降、着実に向上しているということかなと思います。中間目標の導入当初に比べると事業者間の非化石電源比率の差は縮まりつつあり、より多くの小売電気事業者の非化石証書を調達するようになっているということがございます。こうした状況を踏まえると、小売電気事業者に一定の非化石証書の調達を義務付けることで非化石電源比率を増やしていくという初期の目的、これは着実に達成されつつあるのかなと評価しているところでございます。

非化石価値の取引状況についてでございます。非F I T 証書の取引量は、高度化法の中間目標値の引き上げに伴って増加傾向にあるということが言えるかなと思います。加えてF I T 証書の取引量も大きく増加しており、まだまだ余裕はあるということではありますけれども、徐々に需給が引き締まりつつあるという状況なのかなと捉えています。また需要家による非F I T 証書の直接取引量も増加傾向にあります、こうしたボランタリーな非化石価値に対する需要の高まりの背景には、これは直接の因果関係を説明する、証明することは難しいわけですが、GXに向けた機運の高まりといったような状況の変化があるの

かなと見ているところであります。

こうした傾向が続けばということなのですが、非化石証書に対する需要が増え続けると非化石証書の需要が供給を上回るというような状況が生じる可能性、こういうことも徐々に考えないといけないのかなということも念頭に置く必要があるかなと思っています。今後の制度の在り方を考える際には、こうした非化石証書に対する需要家側のニーズの高まり、こういったことも踏まえた議論を行っていく必要があるのではないかということを考えているところであります。

3つ目ですが、取引価格の推移についてでありますと、高度化法義務達成市場、これは約定価格は上限価格となっている場合もありますけれども、基本的には下限価格に張り付いているという状況がございます。再エネ価値取引市場についても約定量は着実に増加しているものの、これまで全ての入札で売り入札量が約定量を大幅に上回って、約定加重平均価格というものは下限価格近辺で推移をしている、こんな状況にございます。

このような市場の取引状況が非化石証書の相対取引に影響を与えていると。こんな指摘をされる方がいらっしゃったり、あるいは市場取引を通じて再エネ価値が顕在化することで、結果として再エネの新規投資や再投資につながる。こうした期待があるんだといったような指摘というのが寄せられているところでありますと、米印をご覧いただければと思いますけれども、先ほども冒頭ご紹介した大量導入小委という再生可能エネルギーの拡大を議論する場では、こうしたご指摘を頂いているというところであります。

こうしたことでも踏まえまして、上下限価格の在り方を含めた非化石価値を適正に評価するための市場の在り方、こういうことについても改めて議論を行う必要があるのではないかと考えているところであります。

一方でその際には、高度化法義務達成市場と再エネ価値取引市場が設置されてきた趣旨、さらには上下限価格を含む市場ルールが、これまでさまざまな議論によって見直されてきた経緯というものもあるわけで、どちらか一方で結論をどっちかにするということではなくて、予断を持たずにつっかり両面から検討していくことが必要だと、こう考えているところであります。

22ページは参考なので割愛させていただきます。

23、24、25も、先ほどご紹介した大量導入小委という場での議論の結果ですので、説明を割愛したいと思います。

26ページですけれども、今後取り扱う主な論点でございます。今申し上げたような評価を踏まえまして、私どもとしてはここに書いてあるような①から⑤の論点について、具体的に議論を進めていきたいと思っています。

まず、1つ目は2031年度以降の目標の在り方でございます。高度化法における目標年度、これは2030年度でございまして、それ以降どうなるのかという声をお寄せいただくこともありますので、それ以降の考え方についてお示しする必要があるのかなと考えて、議論としたいと考えているものであります。

②番がグランドファザリングの取り扱いで、グランドファザリングについては、これは漸減させていくという方針でありますけれども、第3フェーズに入るに当たって、ここのことろを具体的にどういう水準にしていくのかということもご議論いただく必要があるかなと思っています。

3つ目が中間目標値の設定方法でありますて、現在の方法を維持するかどうかということは、お諮りをする必要があるかなと思っています。

④番ですけれども、非化石価値を適正に評価するための市場の在り方。先ほど少し申し上げましたけれども、この市場の価格の在り方というものをどう考えるか。これはさまざまな視点があると思いますけれども、これも議論をしていく必要があるかなと思っております。

5番目が非化石証書の利便性向上に向けてでございまして、これまでも細かい制度運用をさまざまやってきましたが、先ほど申し上げたように海外のいろんな仕組みが変わっていく中で、日本としても合わせていかなくちゃいけないみたいな話も、今後具体化される可能性があるということなので、そうした状況を見ながら、利便性向上に向けて取り組むというのもしっかりと進めていきたいと考えています。

28ページ以降ですけれども、先ほど5個あると申し上げた議題のうち今回は大きく2つ、2031年度以降の目標の在り方とグランドファザリングの在り方で、この2つについて議論をしていきたいと思います。

28ページはまず目標の在り方であります。まず高度化法に基づく非化石電源比率目標の見直しの経緯でございますけれども、高度化法の制定当初における目標というのは、2010年に閣議決定されたエネルギー基本計画というのを踏まえて決定されたと。その後、2015年にその時点のエネルギー基本計画というものを参考にしながら、具体的な目標水準というのを2030年度における非化石電源比率を原則44%以上とするという見直しを行ったというところであります。

さらに、2021年に閣議決定された6次エネ基というのがあったわけですけれども、このタイミングで目標を見直すかという議論が行われたわけなのですが、当時は非化石電源比率が20%台にとどまっていたということもあって、非化石電源導入のための施策を準備していくことで当該電源の比率の向上が十分に見込め、安定供給に支障を来さないと判断できる適切なタイミングで見直しを検討するということで、改正を見送ったという経緯がございました。

29ページですけれども、高度化法のもう一つの要素としましては、基本方針とか判断基準というものがこの制度を見直すに当たっては定めるということで、法律上決まっているところでございます。これらの中で特に判断基準のほうですけれども、エネルギー需給の長期見通し等を踏まえて定めるとされております。2025年2月に策定された2040年、これは先ほど申し上げたように、エネ基が見直されるタイミングで、そもそも目標を見直すのかという議論をずっとやってきたわけですけれども、足元で言えば第7次エネ基という

のが定められたということなので、それを踏まえて今回、この目標を見直すかどうかを考えていく必要があるかなという議論でございます。2040 年度のエネルギー需給見通しで、新たな電源構成というのが示されたということありますけれども、その中で今回これを見直していくかどうかについてご議論いただくと。

前回目標改正を見送った 2022 年 7 月の電力・ガス小委員会の議論を踏まえると、安定供給に支障を来さず非化石電源比率の向上が十分に見込めるかどうかというところが、一つ判断ポイントになるのかなということでございます。

資料をまたおめくりいただきまして、30、31、32 までが参考なので少し割愛させていただきますけれども、33 ページをご覧いただければと思います。

足元、非化石電源比率がどういう状況かということですが、非化石電源比率は 2017 年度以降着実にその水準を上げてきていると。直近では 30% 台で堅調に推移をしているということでございます。脱炭素電源の拡大に資するさまざまな取り組みというのも、今足元では充実してきているところであります。こういう状況を鑑みると、少なくとも前回第 6 次エネ基の時も議論の前提となっていた非化石電源比率 20% で、まだまだ脱炭素電源の取り組みに対する施策もこれからという状況とは状況が変わっていて、今後も非化石電源比率の向上、これが十分に見込めると考えられる状況になっているのではないかと考えています。

こうした考え方というか評価の下で、今後も非化石電源比率の向上が十分に見込められると考えられるため、2040 年度のエネルギー需給見通しを踏まえて、現行の高度化法に基づく目標というのを改正することとしてはどうかと考えています。

目標の見直しに当たっては、2040 年度のエネルギー需給見通しにおける電源構成が革新技術の動向を確度高く見極めることが困難ということなので、その普及・拡大の程度に応じて、複数シナリオを参照して策定されております。こうしたことによって、結果的にエネルギー需給見通しの中で、複数の幅を持った各電源ごとの見通しというものが示されているということでございまして、これをじやあ具体的にどう制度の中に落とし込むのかを考えた時に、革新技術の普及・拡大が幅広く進展することを、ある種、是としてこういう見通しを作っていることを考えると、あまりにも複数のシナリオの中で高いもの目標として位置付けるということは、そういう考え方に対するのかなという考え方があり、そのため、さまざまあるシナリオの中で、ある程度一番実現可能性が、いろんな技術革新が行われなかつたとしてもということで描かれている一番下の水準、これを今回非化石電源比率の目標としては定めていたらどうかで考えておりまして、具体的には 2040 年度における非化石電源比率を 60% 以上とすることとしてはどうかと考えているところでございます。

また、高度化法目標を変更する場合は、このタスクフォース、制度検討作業部会の上位組織であります、次世代電力・ガス基盤構築小委員会で議論いただくというのが過去からの通例でございまして、今日頂いたご議論、これを踏まえまして、改めて次世代電力・ガス基盤構築小委員会においてもご議論いただいた上で、最終的にどうするかを決めてい

きたいと考えているところでございます。

35 ページ、36 ページ辺りは、関連する参考の制度的な背景というものをお示しております。

38 ページからは、グランドファザリングの考え方でございます。これをご説明したいと思いますけれども、まず化石電源のグランドファザリングは、事業者間で非化石電源のアクセス環境が大きく異なっているという実態を踏まえまして、非化石電源を新規に調達することの困難性、需要環境の激変を防ぐという観点から、非化石電源の調達に一定の配慮を行う目的で導入されました。

2019 年のグランドファザリング導入に関する議論においては、第 1 フェーズは制度設計当時に活用可能であった 2018 年度の対象事業者の非化石電源比率を用いて、対象事業者全体の非化石電源比率の平均値と各社の比率を比較し、平均値より下回る部分をグランドファザリングとして設定をすると。目標値から当該グランドファザリング分だけ控除をすると。こんなやり方をしていたわけでございます。

また第 2 フェーズ以降は、非化石電源の稼働状況等を踏まえて電源維持のインセンティブを損なわないことに配慮しつつ、グランドファザリングの在り方を適切に見直すこととしてはどうかという議論が行われまして、2022 年に第 2 フェーズにおけるグランドファザリングの見直しの方向性というものを実際に議論をいたしまして、最後のポツですけれども、グランドファザリングの漸減率については、元来グランドファザリングが、小売電気事業者の非化石電源の調達環境に配慮して設定されたということを踏まえまして、グランドファザリングを設定した 2018 年度以降の小売電気事業者の平均的な非化石電源比率の変化、これを反映して漸減させていくこと。

具体的には平均非化石電源比率が 2018 年度の 22.8% から 28.8% に上昇しているということを踏まえまして、3 年分の平均的な上昇率である 6% を、第 2 フェーズにおけるグランドファザリングの認定基準値から引き下げるという措置を講じたということでございました。

こうした過去の経緯を踏まえまして、今回はどうするのかというのが、少しうましく、参考飛ばさせていただきまして 43 ページでございます。第 3 フェーズにおける化石電源グランドファザリングでありまして、グランドファザリングを導入した際の議論において、第 2 フェーズ以降は非化石電源の稼働状況等を踏まえ、電源維持等のインセンティブを損なわないことに配慮しつつグランドファザリングを漸減させていくこととしております。

足元の非化石電源比率の推移を確認すると、前回グランドファザリングを見直した 2021 年度から 2024 年にかけて、高度化法事業者全体の非化石電源比率の増加分、これは 2% になっておりますけれども、仮にグランドファザリングを撤廃した場合には約 8 割の事業者に、平均的な非化石電源比率の増加分以上の目標値の引き上げをもたらすこととなります。

特に、新たに高度化法の対象となった事業者など、非化石電源比率が低い約 2 割の事業

者にとっては 10%以上の引き上げにつながるということなので、中には当初の方向性からすれば、グランドファザリングを早めになくす必要があるという議論もあるわけですが、今の段階ではそこまでやるのはちょっとやり過ぎかなと思っているところであります。このため第3フェーズでは、第1フェーズから第2フェーズへの移行時、これと同様の考え方で、基準から約 2 %程度引き下げるということにしたらどうかと考えています。

第3フェーズの終了年度は現在定められていないわけですが、そもそもこの仕組みを今後どう運営していくのかみたいなことというのは、ちゃんと制度を振り返りながら、その時点その時点でしっかりと考えていく必要があるということなので、いつまでもこの仕組みの下でずっと同じことで取り組んでいくということではなくて、やっぱりある程度フェーズを区切って、その時点の情勢を踏まえて、制度の在り方を改めて考える機会をつくっていくということは必要だと思っていまして、そうした意味も込めまして、これまで同様 3 年間ごとに、このフェーズを組んでやっていくというのがいいのではないかと思っておりまして、第3フェーズについては 26 年度から 28 年度にかけてまずやって、そのタイミングで制度の在り方をもう一度見直して、2029 年度以降第4フェーズとしてやっていくということにしてはどうかと考えているところでございます。

最後のページは参考なので割愛させていただきます。私からはまず 3-1 についてのご説明、以上でございます。

続きまして、資料 3-2 に基づきまして、2024 年度の高度化法に基づく達成計画および証書収入の使途報告について御説明させていただきたいと思います。

まず、3 ページ「はじめに」というところで、まずこの高度化法の運用に当たっては、供給量が 5 億 kW 以上の中小売電気事業者等は、高度化法に基づいて毎年度、エネルギー源の環境適合利用の目標達成のための計画を国に提出しなければならないとなっています。国は事業者ごとに達成すべき非化石電源比率を通知し、目標の達成状況等について評価を行った上で公表することとしています。本日は 2025 年 7 月末に提出された達成計画に基づき、2024 年度達成状況等について評価結果をご報告いたしたいと思っております。

4 ページですけれども、2024 年度の最終結果は以下のとおりであります。全体の 93% の事業者が達成、未達が 7 %、4 者いらっしゃるということでございます。前回同様、目標達成事業者と未達事業者の社名および達成状況を公表することで、今後の確実な目標達成に向けた取り組みを促していきたいと思っております。未達事業者のうち 3 者は目標値に対する達成率が 90% 台後半でしたが、1 者は達成率が 60% 台であって、他の事業者さんと比べて低い数字になっているということでございます。

5 ページご覧いただきまして、これが今回、先ほど申し上げた具体的な達成状況ございまして、事業別の結果はこの表のとおりであります。今後エネ庁のホームページにこの内容も公表していくということで対応していきたいと思っております。

6 ページですけれども、今回、中間目標値の未達成だった事業者への対応であります。この点についても、この場で少しご議論いただきたいと思っています。高度化法では経済

産業大臣が定めた判断基準、これを公表して、それに従っていただくというのが基本的なフレームワークになっているわけであります。特定事業者によるエネルギー源の環境適合利用の適格な実施を確保するため、必要があると認める時には、経済産業大臣の判断基準を勘案して必要な指導および助言を行うことができるとされています。

さらに、この利用の状況というのが、判断基準に照らして著しく不十分であると認める時は、その判断の根拠を示してエネルギー源の環境適合利用に関し、必要な措置を取るべき旨の勧告を行うことができるとされているところでございます。その上で経済産業大臣は、勧告を受けた事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を取らなかった時には、総資源エネルギー調査会の意見を聞いて、当該特定事業者に対して、その勧告に係る措置を取るべきことを命ずることができるとされています。

7ページ、8ページ辺りは今申し上げたところの具体的な条文、9ページも同様に関連の条文でございます。

10ページでありますけれども、今申し上げたような、法律の規定に基づいてどのような対応をしていくのかというのが、今日のポイントでありますけれども、高度化法に基づく特定エネルギー供給事業者のエネルギー源の環境適合利用の取り組み状況、特定エネルギー供給事業者から毎年度、先ほど申し上げた計画というのを出していただきまして、それを見ながらわれわれはその評価を行うとされています。

事業者から提出されたその計画を見ますと、義務対象者のうち51者が中間目標値を達成している一方、4者が中間目標値の達成ができなかったということであります。この4者についてどうするかというのが、具体的な論点でございます。

今回、中間目標値が未達成だった事業者のうち3者は、未達成の状況を確認すると達成率は97%以上であり、またヒアリングにより未達成の理由が事務的なミスであることが分かっているという状況でございまして、未達成の状況、これは未達成だったわけですが、その状況が軽微なものと判断できるのかなと考えております。この点、判断基準では未達成の状況が軽微であると認められた場合には、指導・助言の対象とすることは想定されていないということでありますので、これらの事業者に対しては今回の達成状況を踏まえ、法に基づく対応は行わないとしたいと思います。

また、関連条文が少し載っていますが、飛ばしていただきまして13ページでありますけれども、他方でその未達成の方のうち、その達成率が63%であり、未達成の状況が軽微とは言い難い方というのが1者いらっしゃって、この事業者さんに対してどのような対応を行うべきかというのが、もう一つ考えなくてはいけないことでございます。

過去のこのタスクフォースの議論では法に基づく勧告について、第2フェーズ以降は未達成者かつ配慮事項のない事業者については達成状況が著しく不十分であるとして、高度化法に基づく非化石証書の調達を勧告することを、基本的な取り扱いとしてはどうかという議論が行われたという経緯がございます。

今回、その当該事業者の達成率が60%台の水準であるということ。さらにはこの事業者

さんについて申し上げれば、第1フェーズで指導や助言を実施したということを、過去されている事業者さんであったということ。また、われわれがヒアリングを実施した時に、達成できなかつたということについては予算確保が難しかつたことを理由として、入札行動を取らなかつたということを総合的に勘案した結果、やはり取り組み状況というのは著しく不十分だつたと見ざるを得ないのかなと思っておりまして、今回この事業者さんに対しては、法に基づく勧告というのをしていくと。高度化法に基づく非化石証書の調達を、しっかりとしてくれという旨の勧告をしていくということとしてはどうかと考えてございます。

当該事業者からは、「今後は非化石証書の調達に必要な予算を確保して、年度途中に予算が不足した場合には、確実に追加予算を確保する」という説明を既に頂いておりますので、われわれとしては、その取り組み状況をまた注視していきたいと思ってございます。

14 ページ、15 ページ、16 ページは、関連して参考を付けさせていただいたものでございます。

17 ページ、最後ですけれども、証書収入の使途報告でございます。これも毎年度やっているものでございますけれども、今回、非化石証書の収入は、非化石電源の維持・拡大に向けてしっかりと使われているかで、その使途を確認するというのを毎年度やってございます。18 ページですけれども、その使途、これ具体的にはどれぐらいの規模感のものなのかということですが、2024 年度はこのグラフに掲げているような規模感の収入というのが、この非F I T 証書の収入について得られているということでございます。19 ページでありますけれども、これらにつきましては非化石電源の拡充や改良に使われているということが、データ上明らかになったのかなと思います。

20 ページ、21 ページ、22 ページはこの取り組み、その使途について報告をするという取り組みに関連する過去の議論をご紹介したものであります。

ちょっと長くなりましたが、私からは非化石証書に関連しまして以上で終わりたいと思います。

○大橋座長

ありがとうございました。最初の資料が第3フェーズに向けての議論であります、ある意味将来のことです。2つ目の資料は2024年度の達成状況および資金の使途で、これは過去のことで、ちょっと毛色の違う資料が2つ混ざっているということではあるのですが、併せてコメントあるいはご意見等を頂けるといいのかなと思います。

毎回同様ですが、チャット欄でお知らせいただければ、指名をさせていただきます。いかがでしょうか。それでは小宮山委員、お願ひいたします。

○小宮山委員

はい、小宮山でございます。ご説明いただきまして大変ありがとうございました。また

資料の3－1では現状の最新の取引状況の分析を詳しくご紹介いただきましたのと、また今後の長期的な方針もお示しいただきましてありがとうございます。私から資料3－1に関して3点、コメントだけ申し上げたいと思います。

まず、スライド3枚目、4枚目の非FIT再エネ証書についてでございますけれども、今回、第1回目の取引結果を拝見しますと、第1回目から買い入札量が売り入札量を上回っている状況で、需給が少し引き締まっているような、そういう印象も受けた次第でございます。背景としては、恐らく市場外での相対取引の状況なども要因として一つ挙げられるのではないかと思いますけれども、スライドの6枚目でご提案のあったとおり、今後のアンケート結果などを踏まえて、特に証書の需給バランスの観点から、約定結果について分析いただければと思っております。

2点目でございますけれども、ご提案いただきました2040年の非化石電源比率を60%以上とする目標についても、賛同させていただきたいと思います。また一方で、この現状の比率、約30%という非化石電源比率の倍の水準とのことでもございますので、目標の着実な達成にはこれまでと同様、今後取り扱う論点でも触れられておりますけれども、非化石証書の需給バランスや市場動向を丁寧に検証しながら、その結果も踏まえて段階的な中間目標量を設定して長期的な目標に誘導するなど、また必要に応じて制度を柔軟に調整していくことが大切ではないかと受け止めております。

また最後に1点、スライド19の事業者さまからの意見でも、他制度との整合性の中でも少し触れられているようにも思いますけれども、今後、排出量取引制度、火力発電のベンチマーク制度が開始されると認識しておりますが、少し本議題とは直接関係はないかとは思いますけれども、脱炭素の観点からは非化石および排出量取引の両制度が、火力と非化石電源それぞれの領域で相互に補完し合う両輪として、機能することが大切ではないかと考えております。その上で非化石電源も、脱炭素に貢献するやはり観点から、脱炭素に向けた取り組みが両制度でできるだけ公平に評価されるように、少々配慮も大切ではないかと受け止めております。私からは以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて田上オブザーバーお願いします。

○田上オブザーバー

はい。電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課の田上です。監視等委では高度化法義務達成市場の監視を行っております。資料にありましたとおり、価格メカニズムが働きづらい市場となっているのはご指摘のとおりかと考えています。非化石証書の価値が適切に発現できるよう、監視の観点からも見直しの議論に貢献していきたいと考えています。以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。他にオブザーバーの方でご発言希望があれば、お願ひしたいと思います。続きまして武田委員お願ひします。

○武田委員

はい、ありがとうございます。まず資料の3-1の総論なのですが、21ページに書いていただいております市場の上下限価格の在り方についてです。ここの米印に書かれている点に関連して、ヨーロッパの電力改革においても再エネ電源投資を促進するために、中長期PPAの促進に軸足を置いた制度設計がなされていると思います、ここでの懸念というものはそれに沿うものであって、わが国でも今後この非化石証書の市場における上下限価格の在り方を考える際に、重要な視点であると感じます。

次に、3-1の各論でありますけれども、現在小売事業者を巡る規制環境が大きく変化していると思いますけれども、その中で小売事業者の負担にも配慮した、バランスの取れたご提案であると感じました。少なくとも次の3年間は、このようなご提案の形で行うこととが適当であると考えるところであります。

そして資料の3-2なのですが、目標未達事業者への対応につきましては、例えば第1フェーズで需給バランスの悪化を考慮するなど、一定の慎重さをもって行われてきたと認識しておりますけれども、今回の1者につきましては、とても受け入れることのできない理由であり、ここでご提案されているように、指導、助言を超えて勧告を行うことが適当であると思います。以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて土井委員お願ひします。

○土井委員

ありがとうございます。私のほうから資料3-1に関しまして、2点コメントさせていただければと思います。

最初に、今回議論に上がっております第3フェーズに向けての議論から、少し前段の広範なコメントになって恐れ入りますが、脱炭素化の対応としましては高度化法の他にGXリーグの制度というものがあって、高度化法は小売電気事業者、GX-ETSは発電事業者と、それぞれ対象者が異なるとも理解しております。

一方で一般的な目線としまして、小売電気事業者であっても発電事業者であっても、電力事業という同じ枠内の事業者、事業であると見られているとも思いますので、そのような視点を踏まえますと、電力が上流事業から下流へ流れていって需要家に届くという中で、似通ったコストが複数回加算されている。また、最終的にそれらのコストが需要家に転嫁されていっていると捉えられるようにも考えております。

このようなことから、需要家の理解をさらに深めて事業者が安定した事業を行いながら脱炭素化を進めていくというためにも、この制度間の関係性や位置付けというところを明確にしながら、電力事業を一気通貫した議論をこの先進めていく必要があるかなと考えております。

もう一点、19 ページの高度化法対象事業者の主な意見のところについて、コメントさせていただければと思います。事業者さまからのご意見として、この本部会で議論されるものや他の場所で議論されるものが含まれていると考えておりますけれども、それぞれの項目について事務局のご意見や、今後の具体的な対応方針についてもお示しいただける場があるとよいかと思いました。

特に2点目の非化石証書の調達環境と価格転嫁のところについては、安定した事業継続の目線に立った時に、経過措置料金を見ながら自由料金が決定されていく状況を踏まえますと、経過措置料金の中でどのように価格転嫁を適時に対応していくかというところも、具体的な検討が必要になってくるかと考えております。以上になります。ありがとうございます。

○大橋座長

委員の方を優先させていただくとすると、続きましては松村委員お願いします。

○松村委員

はい、松村です。聞こえますか。

○大橋座長

ええ、聞こえます。

○松村委員

発言します。今回の事務局の提案、よく考えられた提案だと思いますので全て支持します。

まだ第2フェーズ、それからこれから来る第3フェーズの話をしているのに、さらに次の話をして申し訳ないのですが、さすがに第4フェーズが始まる頃には、カーボンプライシングだとかの状況は、かなりはっきりしてくると思いますし、環境政策全体もはっきりしてくると思います。その時に、第4フェーズあるいはさらに迂遠なことを言うようですが第5フェーズに、このやり方を続けるのか。つまり小売事業者に義務付ける格好でやるのかということ自体についても、その時にはぜひ議論していただきたい。

その時その時で、情勢の変化に応じて検討することを明確に言っていただいたので安心はしました。この制度は非化石の普及に一定の役割を果たしているのは事実ですが、弊害

もあることを私たちはちゃんと認識しなければいけないと思います。

これによって、この義務を達成するためにコストが上がり、コストが上がれば当然転嫁されることになる。そうすると、大仰なことを言うと、電化の促進に対してマイナスになる。無理やり電化を促進すると言っているわけではなくて、本来なら、自然体なら、ニュートラルな制度が入っていれば、普及促進するはずなのに、その妨げになるという可能性すらあることは、私たちはちゃんと認識しなければいけない。それは本当に長期的に、再エネあるいはゼロエミッション電源の普及に資するのかということも、ちゃんと考える必要があると思います。

何らかの形で非化石電源の価値は消費者に評価されて明らかにされ、受け入れられていくということはもちろん重要だし、そのための証書制度だということも十分分かっていますが、この高度化法に基づく義務化というやり方が本当にいいのかどうかは、第4フェーズ、第5フェーズの時には、今回のように微修正で延長するということではなく、本当に必要なのかを十分考えていただきたい。

さらに今回もありましたが、ある種のカーボンプライシングというのとこれが両輪だという考え方には、私には受け入れかねます。カーボンプライシングというのは、もし本当にちゃんと入るとすれば、ある種産業横断的にニュートラルな形で、エネルギー横断的にニュートラルな形で、エミッションを減らすということに対して強力な武器になるはずだし、非化石というのでも、これは背後にあるのは単に化石でないというだけじゃなくて、ゼロエミッションのことだと思いますが、カーボンプライシングが入れば、ゼロエミッション電源に対する当然に後押しになるので、この2つが別のもので両輪だという発想は、私は整理としておかしいのではないかと思っています。

いずれにせよカーボンプライシングが、もっとエフェクティブに、効率的になってきた暁に、本当にこれを続けるのかは、ちゃんと考える必要があるかと思いました。以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて秋元委員お願いします。

○秋元座長代理

はい。ご説明ありがとうございました。まず資料3-1ですけれども3点ほどありますて、1点目は今回、高度化法の目標で2040年60%以上ということで、これ自体は相当厳しい目標だと思うので、今回これを置くということ自体は、今のエネ基の状況からすると妥当だろうとは思いますけれども、足元の再エネの状況、原子力の状況を踏まえると、相当理想的なケースとも言えるので、その部分に関しては、中間目標等でしっかり現実的なものを見ていくということは必要じゃないかと思いますので、そういう認識を持った2040年目標だということをよく理解しないといけないかなと思いました。

2番目は多分土井委員、松村委員がおっしゃったことと同じだと思うのですが、やっぱ

りGX-ETSが入るということになっていて、そことの重複はよくよく考えていかないといけないと思っています。先ほどから議論もありましたように、GX-ETSは発電側で、高度化法は小売り側ですけれども、結局GX-ETSのほうで料金、価格が転嫁されなければ、小売りまで全部波及してくるわけなので、そういうことも踏まえて重複しないようにしていかなければいけないと思っています。

ただ、今のGX-ETSの、今はまだ議論途中ですけれども、そこでは火力に対して対象にすることになっていると思いますので、そういう意味からすると省エネ対策と化石燃料間転換をGX-ETSで当面は見るということになって、そうするとこの高度化法で、再エネ、原子力の対応についてはこちらで見るということで、一応整理はできているのかなと思っています。

ただ、2033年から全電源ベンチマークに変わるということにはなっていますので、少なくともそのタイミングでは制度が重複するということになると思いますので、しっかりとそれを見据えた上で、今回はこれでもいいと思いますけれども、この後、重複を避けるように、私も高度化法は基本的にGX-ETSが全電源ベンチマークに変わってくる中では、閉じていくということも一つの方法だと思っていますので、そういう整理が必要ではないかと思います。

いずれにせよ、そことの整理をちゃんとしていって、重複がないのかどうかをしっかりと見せていくということは必要ではないかと思いますし、重複がある部分に関しては調整が必要ではないかと思います。

3番目は、これも他の委員会とかで散々言っていて、またかと思われるかもしれません、やっぱりこの高度化法のコストに関して柔軟に、特に経過措置料金ですけれども、柔軟に料金転嫁する形になっていないので、これがやっぱりしっかりと料金転嫁されいかないといけないと思いますので、これはまた1番目のコメントと一緒にすけれども、非常にこれから厳しくなっていくということになるとコストも上がってくるので、そこをちゃんと転嫁できるような仕組みを改めて議論する必要があるかなと思います。

そことも関係するのですが、ただ先ほどGX-ETSと高度化法のところで、今のところでは対応が別だとは申し上げましたけれども、ただプライス感はやっぱり調整しないといけないと思いますので、両者で全然違ったプライスが出てくるということは、先ほど松村委員だったかもしれません、おっしゃいましたけれども、やっぱり全体のプライス感を調整しないとゆがみが生じるので、そこも含めて高度化法とGX-ETSの調整が必要かなと思いました。

最後資料3-2は、1者に対して勧告をするということに関しては賛成でございます。すいません、長くなりまして申し訳ございません。以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて又吉委員お願いします。

○又吉委員

はい。ご説明いただきありがとうございました。既にご発言のあったポイントと重なる部分もありますが、私も資料3-1についてコメントさせていただきたいと思ってございます。

26ページ目に、第3フェーズに向けての論点を整理していただいているが、19ページ目に事業者意見として整理いただいている、他制度との整合性および価格転嫁も論点として扱うべき重要なポイントになるのではないかと考えてございます。

まず、GX-ETSとの整合についてなのですが、現在検討されているGX-ETSの発電分野ベンチマークにつきましては、既にご発言もありましたが、当面の焦点が火力に絞られる方向であることから、制度重複性という点では一定程度解消された後の整理もあり得るのかもしれません、まだ相応の重複性が残っていると考えてございます。また、行動変容を促すカーボンプライシングの形成という視点からは、CO₂排出係数との整合性が必ずしも担保されていない高度化法に基づく非化石証書価格という課題も残っていると考えてございます。

よって、第3フェーズの市場ルール検討といった各論に入るに当たっては、2030年度からの発電部門、GX-ETSのベンチマークの在り方や、排出枠有償化なども見据えつつ、GX-ETSとの整合を意識した俯瞰（ふかん）的な議論というものを深めていただければと考える次第です。

2つ目は、価格転嫁の在り方です。こちらも既にご発言がありましたが、長期的な=脱炭素化=に向けては、最終需要家側での行動変容こそが重要であり、そのためには川上から川下への価格転嫁を促す立て付けということが重要であると考えてございます。経過措置料金の在り方は他の審議会マターであるということは重々理解しておりますが、仮に残り続けるのであれば、小売事業者側での機動的な価格転嫁の在り方というのも議論すべきではないと考えています。

よって31年度以降の目標の在り方につきましては、グランドファザリングと、そういう目標とか個別論点に入る前に、これらも踏まえた非化石価値が適正に評価されるための市場の在り方について、俯瞰的な検討もぜひ深めていただければと考える次第です。以上です。ありがとうございます。

○大橋座長

ありがとうございます。中部電力の中谷オブザーバーお願いします。

○中谷オブザーバー

ありがとうございます。中部電力の中谷でございます。今回、第2フェーズにおける評価と課題を整理いただき、第3フェーズ以降の検討に向けて、26スライドで今後取り扱う

主な論点をご提示いただいております。追加の論点として、これまで委員の方々からもご発言があり、重複する部分もございますが、3点コメントさせていただきます。

まず、対象範囲の見直しについてです。19スライドの高度化法の対象事業者からの意見にあるとおり、対象範囲における競争条件の不公平性を訴える意見が多数の事業者から挙げられております。こうした声も踏まえて論点として扱っていただければと思います。

続いて、証書の購入費用と料金の在り方についてです。第十次中間取りまとめにおいて、規制料金における機動的な料金転嫁の仕組みの導入をはじめとするさまざまな意見を踏まえ、引き続き検討を行っていく旨が記載されております。第2フェーズの制度設計議論から続く残課題として認識しており、第3フェーズにおいても継続論点として取り扱っていただく必要があると考えます。

最後に、排出量取引制度との関係整理の必要性についてです。こちらも19スライドに記載の事業者意見の中で、他制度との整合性や二重規制を懸念する声が挙げられております。また、25スライドには再エネ大量導入小委においても同様の検討課題が指摘されておりますので、併せて論点化いただく必要があると考えます。

われわれ事業者はお客さまにご説明し、ご理解いただく必要がありますので、いずれについても分かりやすく納得感のある整理をお願いしたいと思います。発言は以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。続いてエネットの斎藤オブザーバーお願いします。

○斎藤オブザーバー

はい。エネットの斎藤でございます。ご説明いただきましてありがとうございます。私も資料の3-1について、2点コメントをさせていただきます。

1点目は、今後の証書の需給バランスについてでありますて、この需要が今後増え続けた場合に、資料20ページにも記載ありますように、需要が供給を上回るような状況が生じるのではないかということを懸念しております。今、実施していただいているアンケートの結果を踏まえて、第3フェーズの需給バランス等について検討を議論することになると思っておりますけれども、昨年度第4回の再エネ価値取引市場で代替調達が認められるというようなこともありましたけれども、このような需給両面で、当初の想定とは異なる事態が発生する可能性もあるということを十分に踏まえた検討をお願いできればと考えております。

2点目については、2031年度以降の目標の在り方についてでありますけれども、この40年度のエネルギー需給見通しにおける電源構成、これが複数のシナリオを参照して幅を持った見通しであるということは理解いたします。一方で技術革新の動向以外にも、例えば電源構成という意味では、足元の原発の稼働状況8.5%で、前回44%というものを設定した想定の状況とは若干もう異なってきているのではないかとも思います。

また、需要家目線で見れば、脱炭素への関心が高まっている一方で、非化石価値に対する需要家の追加的な支払い意欲という点では、市場全体というところから見るとまだ限定的であるということも課題だと考えております。

また、複数の委員からご指摘ありましたように、制度面で言えば、高度化法とは別に排出量取引制度が検討されているということではあります、この制度が導入された場合に、同様にカーボンニュートラル実現という同じ目的に対して、二重負担になるのではないかという懸念がやはり根強くございますので、その意味では、そもそもこれら2つの制度が両立し得るものなのか、また、両立させるのであれば、両者の関係性というものをやはり明確に整理する必要があるのではないかと考えております。いずれにしても31年度以降の目標の在り方については、これらの観点を踏まえた検討をお願いできればと考えております。以上になります。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて高木オブザーバーお願いします。

○高木オブザーバー

はい。ご指名いただきましてありがとうございます。高木です。私も3-1の高度化法の義務達成市場の第3フェーズについて、発言させてください。

資料にも記載のありますとおり第7次エネルギー基本計画では、国際的な脱炭素の潮流、あるいはエネルギーの安全保障のリスク、それとDXやGXの進展などの環境を踏まえて、脱炭素電源を最大限活用する方針を明記していただいていると思っております。事業者としても電力需要の増大に対応できる脱炭素の供給力を適切に確保していく必要性があると考えております。

その上で、高度化法義務達成市場の制度の趣旨は非化石電源の維持、それと拡大を促すものであると承知しております。第3フェーズの制度設計に当たっても、第7次エネルギー基本計画の方針とも整合を図りながら、非化石電源の維持や拡大のより一層の促進につながる制度設計を進めていただくことが重要だと考えております。

特に証書の価格についてはこれまでのところ、多くの回で最低価格の0.6円/kWhに張り付いているという状況だと認識しております。非化石電源の維持、さらには拡大が促される仕組みとなるように、非化石価値を適正に評価するための中間目標値の設定方法や上下限の価格の在り方について、諸外国や国内の類似の環境価値の動向、それとこれまでいろいろと皆さまからご意見ありましたけれども、GX-ETSの第2フェーズとの整合性も確認いただきながら、検討を深めていただくことがよいのではないかと考えております。以上となります。どうもありがとうございます。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて渡邊オブザーバーお願ひします。

○渡邊オブザーバー

はい。東京ガスの渡邊でございます。多くの委員の方からご発言も頂いたところを重ねて恐縮でございますけれども、私からも高度化法とGX-ETSの重複感といったところについてコメントをさせていただきます。

ご案内のとおりかと思いますが、2026年度よりGX-ETSの第2フェーズが開始されると認識しております。初期の段階においては、火力をターゲットとした制度という方向でご検討されているかと思っておりまして、この段におきましても両制度間の役割分担ということを、きちんと明確にしていく必要があると考えておりますし、その先、有償オーバークションに移行していくといった段におきましては、あらかじめ両制度に重複しているところがあるのではないかという観点について、どのような整理をするかということをしっかりと議論していくことが必要であると考えております。この場での議論ではないと認識はしておりますけれども、適切な場においてしっかりと議論をいただくようにしていただければと考えておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。私からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。続いては高橋オブザーバーお願ひします。

○高橋オブザーバー

はい、イーレックスの高橋でございます。聞こえますでしょうか。

○大橋座長

はい、聞こえます。

○高橋オブザーバー

ありがとうございます。今回、論点整理いただきまして誠にありがとうございました。2031年度以降の目標設定については、過去の経緯も踏まえますと、2040年度のエネルギー需給見通しとの整合を図るのは合理的だと受け止めております。その前提を踏まえますと、小売電気事業者が今後、目標を達成していくために、環境整備を引き続きご配慮いただきたいと思っております。具体的には他の方々からもコメントがありましたが、販売価格の見直しにはメニューの変更や需要家の皆さまへの説明に一定の時間を要しますので、各年度の目標値や価格レンジについては、可能な限り早め複数年度の見通しが出されることが望ましいと考えております。

また、目標が今後引き上がっていきに伴って負担額の増加が見込まれますので、経過措置料金の在り方ですとか、現在5億kWh基準で決められている対象事業者の整理などに

についても、ご議論いただければと考えております。

さらに、今後G X-E T Sの導入、それに伴う需要家の皆さまの行動変容などが電源構成や、市場環境に影響を及ぼすと考えておりますので、定期的な状況確認や情報共有の場を頂いて、柔軟な制度変更の見直しについてもご検討いただければと考えております。以上でございます。

○大橋座長

続きまして、國松オブザーバーお願いします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。日本卸電力取引所の國松でございます。私のほうから26ページの非化石価値を適正に評価するための市場の在り方というところについて。これ今後議論されていくことだと認識しておりますが、そもそも適正に評価するために市場があるの；だと思っているのですが、市場メカニズムが働きづらい状況が何によって引き起こされているのかというところを、しっかりと考える必要があるのかなと思っております。

一つには高度化法での義務量がぎりぎりを狙っていくことによって、足りなくなったり余ったりということを繰り返すことによって、下限と上限を行ったり来たりするというこの状態でございますし、F I Tのほうの市場であれば、いまだにまだ半分ぐらいは売れ残った状態、残っているわけですから、下限が高過ぎるのではないかということも考えられるとは思っています。売れたほうがもちろんいいわけです。ですので、市場は元々適正な価格を見つけるためのものであって、そこに何か力を加えるのではないのかなと思っております。

その下の非化石証書の利便性向上に向けても、これまた議論されていくことだと思いますが、証書の有効期限という考え方についてはいろんな考え方があろうかと思いますので、その時にはまた議論させていただきます。

もう一点が資料3-2のほうでございますが、私どもの市場を皆さん苦しいながら使っていただいて達成している中で、達成率が60%の方が「今後はやります」ということで、これはいいのかなというのは、これはもう若干、皆さまが苦労されて購入されているのを知っている立場で言っているのですが、「今後は買います」というので許していいのかなというのは、少し疑問に思った次第でございます。以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。以上、お手が挙がっている委員・オブザーバーからのご発言は一通り頂いたという認識ですが、よろしいでしょうか。

幾つか事務局へのコメントもあったとは思いますけれども、もし事務局から何かコメント等あれば頂けますでしょうか。

○佐久室長

ありがとうございました。非常に幅広い視点で、また、たくさんのコメントを頂きましたありがとうございます。頂いたコメント一つ一つにお返しするという形ではありませんけれども、この全体を通じてやはり一番今日ご議論が集まったポイントとしましては、当座、特にGX-ETSの仕組みが火力に着目したような仕組みであるか。これ自体はまだ、制度がしっかりと固まっているわけではないと承知しておりますけれども、そういう方向で議論がされているのであれば、その間はある程度、何らかすみ分けみたいなことができるかもしれないけれども、そういうGX-ETSみたいな産業横断でやっていく取り組みというものが、しっかりと制度が動き始めた段階においては、この高度化法の今の枠組みというものが本当にそのまでいいのかということについては、しっかりと考えるべきだというご意見が多数あったのかなと思っております。

今回ご説明の中でも少し強調して申し上げたつもりではありますけれども、この制度の今後の運用の在り方の、これはいい点と言っていいんじゃないかと思いますけれども、ある程度フェーズといって期間を区切って、その都度仕組みを見直しをしていくということをまず明らかにしていくというやり方をしておりまして、今回もご提案いたしましたけれども、今回はそういう意味でいうと第1、第2から続いてきた仕組みの第3フェーズを始めるという議論ですけれども、この第3フェーズについてずっとやっていくということではなくて、3年という期限を区切ってやっていくということは申し上げたつもりでありますし、そのタイミングでどのような形で議論をするのか。あるいはそれはただ、さっきのGX-ETSとの重複でいいますと、GX-ETSの第2フェーズ自体は2033まで続くものですから、そことの時間軸の違いみたいなものも、その時点でどう評価するのかみたいなことはあると思いますけれども、一定程度われわれの制度の運用としても、そういうタイミングでもう一度その時の状況で考えていくということは、これは大切なのかなと思っております。

そのタイミングでどういう議論をするのかというのは、これは最後のほうでコメント頂きましたけれども、若干電力・ガス小委員会の下にある制度検討作業部会での議論というところでスタートするというよりは、もう少しGX-ETSみたいな話も含めた、より大きな総論的な議論というものをしっかりとした上じやないと、なかなか各論にいけないところもあるのかなと思っておりまして、そういったところは今後の議論に向けて、われわれ事務局としても、これもこれまで何度も何度か頂いたご指摘ではあるのですが、引き続きどういう方向が日本の政策全体にとって、それはもちろん脱炭素化もそうですし、エネルギー政策で申し上げれば3E+Sでありますので、安定供給だったり、あるいはアフォーダブルな価格でのエネルギー供給だったりといったことも含めて望ましいのかということについては、しっかりと考えていきたいと思っております。

それ以外に価格転嫁の話とか市場の運用の在り方、利便性向上みたいなこととか、そ

いったことについてもさまざまなコメントを頂きましたけれども、頂いたご意見はそういうご意見があったことをしっかりと私としても受け止めまして、今後の議論に生かしていくたい、こう考えているところでございます。私からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。いろいろさまざまご意見を頂きましたが、まず資料3-1について、ちょっと私のコメントも含めて申し上げますが、そもそもフェーズ1、フェーズ2において、この市場の運営がそんなに容易かったかというと、相当運営は難しかったと思っています。

そうした中でこれから第3フェーズに入っていく中において、目標値も今後変えていくということを併せて考えてみた時に、なかなか市場運営というのはさらに輪をかけて難しくなるなというのは、十分腹をくくって進まないといけないということだと思いますし、委員からもそのようなご指摘があったという認識をしています。

G X-E T S等に関するコメントを相当たくさん頂きました、事務局からもテーブルをするとおっしゃっていた認識ですけれども、なかなかこれをG X側で多分議論できないので、エネ序側で議論するしかないんじゃないかと思いますので、これはやっぱりある程度間を置かずにテーブルしていただくのが重要なかなと思います。委員からもたくさんご意見頂きました。

また、ご意見がもう一点あったのは、G X-E T Sの価格と非化石の価格との間のずれ、このずれが妙な最低取引を生まないかということも、ちょっと懸念するところがあるかなとは思いますので、こうしたことも含めてG X-E T Sの議論というのをやったほうがいいんじゃないかとは思います。

価格転嫁についてはご指摘ありましたけれども、残課題として相当長い間残っているということだと思いますので、これはあんまり棚ざらしにしないで、棚卸しが必要かなとは思いました。

これが資料3-1ですけれども、勧告については皆さま方、方向性を是としていただいだのだと思います。これはなかなか過去にさかのぼってできないところが歯がゆいところで、私も国松オブザーバーとは思いは比較的一緒にさせていただきますけれども、今回はこのような形を取らざるを得ないということなのだとと思っています。いずれにしましても事務局におかれでは、引き続き論点をしっかりと踏まえて議論のほうをさせていただければと思います。

ということでありまして、もし追加でないようでしたら議題の2のほうに進みたいと思います。

○佐久室長

すいません、1点だけ。

○大橋座長

どうぞ。

○佐久室長

座長から今おまとめいただいたのですが、具体的にはご指摘いただいたテーマというのは、どこの場で議論するのかというのは、さっきGX側では議論できないというお話もあったのですが、少しわれわれも中でいろんなつかさつかさで仕事をしているところもありますので、どういった形でそのご指摘に答えていくかということについては、またよくご相談させていただければと思います。私からは以上です。

(2) 需給調整市場について

○大橋座長

ありがとうございます。それでは、差し支えなければ次の議題に進みたいと思います。需給調整市場についてということで、こちら資料の4で、まずご説明いただければと思います。

○佐久室長

続きまして、資料4に基づきまして需給調整市場についてご説明していきたいと思います。

需給調整市場についてということで、まず2ページでありますけれども、本日のご議論を簡単にまとめてございます。需給調整市場自体は2021年4月に市場が開設をされまして、24年の4月には全商品で取引が開始されたということではありますけれども、募集量に対する約定量の未達が発生をするという中で、特に全日商品では調達費用の高騰が大きな課題となりまして、これに縷々、さまざまご議論いただきながら対応してきたということが経緯でございます。

その議論の中で全日商品、この調達費用の高騰に対応するためにタスクフォースの中で議論されまして、全日商品を対象に募集量削減係数導入をするとか、あるいは週間商品を対象に市場外調整力、これを募集量から控除すると。こういった対応を取っていくということが仕組み化されて、既に始まっているところであります。調整力調達コストの最小化のためには、こうした市場以外での調整力調達手段というものを併用していくことが必要だというのが、ここまで取り組みを進めてくる中で出来上がってきた一つの大きな考え方かなと思っているところであります。

2026年4月には価格に織り込まれる需給変動リスクの低減、価格算定の適正化、一次・二次①の並列必須要件による応札障壁の緩和を企図しまして、現在の週間商品、これを全

日取引に移行すると。こういったこともご議論いただいて、進めていこうということになっているというところでございます。需給調整市場にとって、基本的にはすごく大きな仕組みの変更になるわけですけれども、本対応後の需給調整市場がどうなるのかを十分に見積もっていく必要があるかなと考えています。

第 57 回需給調整市場検討小委員会では、広域機関および電力需給調整力取引所、EPRX さん、そして資源エネルギー庁の連名においてアンケートを事業者さんに対して、さつき申し上げたような制度変更についてのアンケートを実施したわけですけれども、その結果が公表されました。今回はその結果をご紹介しながら、2026 年度以降の需給調整市場の対応方針について議論をする、加えて需給調整市場における売買手数料の基準見直しについて、ご議論いただかくということをしていきたいと思っております。

では資料おめくりいただきまして 3 ページからですけれども、まず足元の需給調整市場の約定実績というところで、少し現状を確認していきたいと思います。

4 ページご覧いただければと思いますが、全日商品の調達費用、これは募集量の削減係数を用いた募集量削減というのを開始した 2024 年 6 月以降、削減前と比べて減少傾向にあるということが確認できるかなと思います。

一方で週間料金、これは 2024 年度は高止まりをしていたということですけれども、市場外調整力控除というのを導入した結果、エリアはちょっと違うのですが、全体としては減少傾向にあるのかなと捉えているところであります。

5 ページ 6 ページ辺りが、7 ページまでですかね。より具体的に、エリア別にどういう費用総額が移動したのか、あるいは調達単価が変動したのかをデータとしてまとめているものでございます。こちらも併せてご参照いただければと思います。

8 ページになりますけれども、全日商品の調達費用についてでありますと、2024 年 5 月以降、全日商品の募集量の削減というのに取り組んできたわけですけれども、先ほどもちょっと冒頭申し上げたように、調整力の調達総コストを低減するという、そういう目的に照らせば、市場での取り組みだけではなくて、余力活用分といったような形で市場外での調達費用も含めて、全体でやっぱり費用を抑えていくことが必要だということが重要なのかなと思っております。

2024 年 6 月に募集量削減係数による募集量削減を開始してから、市場調達費用は総じて低減傾向になりまして、同時に余力活用費用も増加することなく調整力調達費用の総額が減少をしているという傾向にあると考えておりますと、全日商品について言えば募集量削減、これは余力活用を含めた調達費用総額の低減に寄与したと言えるのかなと考えているところであります。

9 ページは 2025 年度の約定単価についてでありますと、複合商品の約定単価において火力・揚水火力では 2024 年度と 2025 年 4 ～ 9 月で大きな変化は生じていないということでありますと、募集量削減をした三次②において、蓄電池・火力の高単価約定というのは減少しているということでございます。これまで取り組んできた方向性で、結果がそれに伴

ってきているということかなと思っております。

10 ページから、先ほど申し上げたアンケート結果を少し確認していくということにしたいと思います。

11 ページですけれども 2026 年度以降の需給調整市場における応札想定の分析を行うべく、事業者さんに対して広域機関・EPRX、そして資源エネルギー庁でアンケートを実施しました。既に調整市場検討小委員会の場ではその結果が公表されているわけですけれども、今回その内容を改めてここで確認をしていきたいと思います。

12 ページですけれども、アンケートの結果、以下の示唆を得ることができたと考えております。

まず、1点目ですが、複合市場の応札を増加させる事業者が一定程度存在するという感触を得ているということでございます。

2 ポツ目ですけれども、ただし一部の事業者では適取ガイドラインとの関係なんかもありますし、スポット市場取引のタイミングで、余量電力の全量をスポット市場へ応札することが望ましい行為とされていることもあって、結局、実際の応札量について現状では見通しが立たない。どれぐらいその量は出せるのかがなかなか想定しづらい、あるいは減少する可能性があるんじやないかと、こういった声を頂いているところであります。

あと 2026 年度の想定応札量としましては、複合市場では増加が見込まれている一方で、複合市場への応札の流れ込みによって、三次②市場では減少すると。一方、一次・二次①については、2025 年度の必要量実績を下回る水準になることが見込まれていて、2026 年度以降も引き続き応札量が不足する可能性があるのではないかといったようなことも、そんな可能性を感じているということでございます。

あと複合市場と三次②市場、これは同一タイミングで応札・約定が行われるわけですけれども、同一札から双方への応札ができないという仕組みになっていまして、2つの市場への振り分け、これは経済期待値が最大化するように実施すると回答する事業者が多くて、市場における各商品の募集バランスを考慮しない応札が続く可能性もある。その結果として応札が偏る懸念というのが存在し得るのだと捉えています。

こうしたアンケートを踏まえますと 2026 年度以降、商品ごとの応札の偏りは必ずしも発生しないとは言い難く、全ての商品に対して高い確度で募集量を満たす十分な応札が入るとは言い切れないというのが、アンケートから得られた示唆かなということでございます。

13 ページ、14 ページで辺りは参考でありますけれども、今申し上げたような商品の設計の見直しをすることによって、応札行動がどう変わるのかということを幾つかの視点で分析をしています。今後の議論との関係でいうと、例えばすごく簡単にだけ触れますぐ、14 ページなんかでいいますと三次の商品については少し減るかなと。さっき口頭で申し上げた点ですが、三次については応札が減るかなと。一方で増える可能性がある商品もあるというようなことが書かれます。

15 ページをご覧いただきますと、それをより直感的に分かりやすくグラフの形にしてい

るのが 15 ページの参考資料でありまして、青色が 26 年度の想定応札量で、緑が 25 年度の必要算定実績量なので、緑のほうが大きいと応札量が必要量に対して満たないという、直感的な理解ができるグラフかなと思います。

これでご覧いただければと思いますが、三次②は引き続き応札量が非常に多くなるのではないかと。一方で一次・二次①といったような商品については、どちらかというと供給が足りないという状況が続くのではないかと。こういったような見通しを持っているということをございます。

16 ページの参考は少し割愛いたしますが、18 ページに次、移させていただきたいと思います。18 ページはこうしたようなアンケートなんかも踏まえながら、2026 年度以降の需給調整市場における対応をどうしていくかをご議論いただきたいと思っています。まず、2026 年度以降も必要な範囲で取引安定化の措置を順次講じていくというのが、大きな方向性だと思っています。2024 年度で三次②、これで調達費用が高騰した際にはいろいろな取り組みをしながら対応してきたと。さっき申し上げたようなことをいろいろやってきたわけですが、そういったことに取り組んできました。

26 年度ですが、アンケートで示された懸念が実態化するということで、市場環境の大幅な悪化が発生することを防ぐということが、やっぱり懸念に対してあらかじめ対応していくことが必要なのかなと思っています。2026 年度の全日取引化以降に講じる策について、可能なことについては今回議論をして対応していきたいと思っています。

作業部会でかつて示したように、今後の調整力調達コストの抑制のために市場以外の調整力調達手段、これは活用していくことが大きな、さっき考え方と申し上げましたけれども、こういった考え方を前提にしまして週間商品の募集量削減ですか、合理的な上限価格の設定について検討するということにしたいと思います。

19 ページ、20 ページのところで関連する過去の議論というのを、少し示させていただいておりますけれども、右下 19 ページのほうで、先ほど申し上げたように今後の需給調整事業の運営に当たっては、調達コストを最小化していくことが重要であって、そのためには市場と市場外を併用していくことが重要だと議論されたということありますし、20 ページのほうは過去の議論の中において、週間商品の募集量の考え方みたいなことを、これまで募集量削減してこなかった領域についてもどう考えるのかですか、あるいは上限価格をどうするのかみたいなことも、しっかり考えていくことが既に議論されてきたということをございます。

22 ページですけれども、2026 年度以降の需給調整市場の募集量、三次②市場でござります。現状その三次②市場の募集量は、「1 σ 相当」または「3 σ 相当に募集量削減係数を掛けたもの」のうち小さいほうと設定しているということあります。

この募集量削減係数というのは、余力調達コスト・市場調達コストの大小を逆転するところないように募集量を削減していくと。その範囲において募集量を削減していくという考え方であって、コスト最適化に近い状況を目指すことができるのかなということで導入

されたということでございます。

実際にこの募集量削減係数については、市場と余力の最適調達を図る手段として十分な効果を果たしてきたということでありまして、既にお示しした P 8 のとおりですけれども、導入した 2024 年 11 月以降、市場と余力の調達コストを合わせて十分なコスト抑制効果を得ることができてまして、三次②市場においてもこれを今後も継続的に適用していくことが重要かなと思っています。

24 ページでありますけれども、複合市場の募集量について、現在は第 56 回の需給調整市場検討小委員会において議論された市場外調整力の控除、これと複数のエリア揚水の随意契約による募集量の削減というのを行っているところであります。このうち市場外調整力の控除、これは控除期限が 2026 年 3 月にされているところでございます。

本来的なコスト最適化のためには三次②市場のように、募集量削減係数を導入するというのが一つのアイデアとして考えられるわけですけれども、仮に複合市場に募集量削減係数を導入してみたらどうなるかを計算してみたのですが、計算結果が後で載っていますが 26 ページのところにありますて、これまでの市場の取引状況から考えると、全く同じ考え方で募集量を減らすと引き過ぎるのではないかという懸念を持っています。

具体的には先ほど申し上げた 26 ページの表なんかを確認いただきますと、エリアによつては本当に多いところでは 99% ぐらい削減されてしまうといったことも起こるので、さすがにそのような状況までいってしまうと、市場を設けて新しい柔軟な参加者を募りながらコストを可能な限り低減させて、市場メカニズムの中で調整力を確保していくという趣旨との関係では、やはりちょっとやり過ぎとなってしまうのではないかということを懸念しております。

そうしたことでも少し確認しながら、同じような考え方ではなかなか難しいんじゃないかということを 24 ページの中で最後書かせていただいておりまして、4 ポツでありますけれども、新規リソースが一次を中心とした高速商品に参入が増えているという状況、このことを最大限考慮しつつも、コスト抑制を図る方法を考えるべきではないかということで、もう少しバランスを取った考え方が必要なのかなと考えているところでございます。

25 ページ以降のところは参考が続くので、少しこれは割愛させていただきたいと思います。

続きまして、31 ページまで行っていただきまして、2026 年度以降の需給調整市場の募集量でありますけれども、2026 年度以降、複合市場における募集量削減については、制度運用を統一する観点から一次から三次①の全ての商品で、市場による調達量を最大 1 σ にすると。1 σ 相当とするということで、調整係数みたいな考え方ではなく、今 3 σ 程度としているものを最大 1 σ 相当とすることでどうかと考えています。

もちろん、ただそれだけだと本当に十分なのかと、十分に必要な調整力を確保できるのかという視点があるので、一次・二次①については、必要量 3 σ との差分については余力で対応するということにして、二次②・三次①については、これは従前から変わらな

いわけですが、引き続き前日 12 時の広域予備率が閾値、これを下回っていれば追加調達分を余力で調達をするということにしたらどうかを考えているところでございます。

第 35 回の需給調整市場検討小委員会においては、短周期成分は調整力不足の予見が難しいこと、つまり将来どれだけ調整力が必要なのかということは難しいので、一次・二次①は効率的な調達の対象とせずに、二次②とか三次①のみの対象としてきたわけでありますけれども、ある程度われわれの需給調整市場、あるいは市場外の調達方法を合わせましてしっかりと安定供給を実現しながら、調整力の確保を行ってきた。しかも価格がそれによって過剰に高くなるということも起こらない。そういう状況の下で制度とか実際の実務をしてきたという経験を積んできているということもございますので、こうした経験を踏まえまして、一次・二次①の募集量の削減についても、このタイミングで併せて取り組むとしてはどうかと考えているところでございます。

なお、こうした取り組みをすることで、先ほどご覧いただきました一次・二次①について、やはり供給力が十分に出てこない可能性があるという懸念へも対応できるのかなと考えているところでございます。

続きまして、33 ページ、34 ページ。この辺もちょっと参考をまた飛ばさせていただきまして、上限価格の考え方で 36 ページの資料をご覧いただければと思います。

複合市場につきましては今申し上げたように、募集量を最大 1 σ 相当にすると。募集量を削減していくという方向でどうかで考えています。現時点ではそういう 1 σ 相当とする方針をお示ししたところであります。

一方で本対応による募集量削減を行ったとしても、十分な競争環境がそれでもなお構築されないという可能性もあるかなと思っていまして、上限価格に張り付いた約定が引き続き多く残るなど、週間商品の調達コストの抑制が十分図れない可能性があるということです。現在上限価格については二次、二次②、そして三次①の単一商品は 7.21 円であります。一次・二次①の単一商品を見据えて複合商品は 19.51 円と設定されているわけですけれども、この上限価格についても少し見直しをしていくということが重要なんじゃないかと。

一次・二次①および複合商品に高めの上限価格が設定されている理由は、過去の議論の中で、週間の調達段階では不確実性があるため全体の供給量が抑制され、相対的に高い価格での応札が増える可能性もあって、できる限り市場を通じて必要な調整力を確保する観点からは、多少調達コストが上昇しても確実に必要量を確保することが重要であると整理されたことに由来をしています。

これはさっき申し上げたように、制度がまだできて間もない頃にはより安全サイドに思想を振っていて、市場の中でしっかりと必要な調整力が確保できないということが起こらないように、ある程度の価格面というものをある意味では比較考慮の結果、少し価格が高くなつたとしても安定供給に必要な分の量を確保しようということで、制度が議論されてきたということです。

その続きは少しあたふのですが、40 ページに行っていただきまして、一方で市場とそれ以外でも調整力調達手段を組み合わせて調整力調達を行っているというのが、この需給調整市場を巡る大きな考え方としまして、そういう考え方が変わってきている中で、市場での調達量をコントロールしながらコストをある程度抑制させるという、そういう考え方も重要になってきているのかなということあります。

前述の募集量削減を行ったとしても、十分な競争関係が構築される上限価格に張り付いた約定が引き続き多く残って、T S Oの調整力調達負担を増大させる懸念というのもあるのかなと思っておりまして、議論の前提としては先ほど申し上げたように、過去の運用の中でしっかりと市場外の取引も含めて、安定的に必要な供給力が確保できているということではありますけれども、今回このタイミングで上限価格の水準というのをもう一度見直しをしていくということにしてはどうかも、併せてご提案をしたいと思っています。

一次、三次、具体的にじゃあ幾らにするのかということですが、全商品について今後は横並びでそろえて 7.21 円とするということが、われわれ事務局としてはいいのではないかと思って、今回提案をさせていただきたいと思います。

三次②は、一方で現行の募集量削減係数の仕組み上、仮に応札未達であったとしても、次回更新時の募集量削減係数によって、安値の応札量によって市場サイズが縮小することになるため、いたずらなコスト増加につながる懸念は薄いということなので、上限価格は引き続き設定をしないとしてはどうかと考えています。

蓄電池とか新規リソースの参入を促進するということは重要であることはもちろん当然なのですが、これらのリソースが需給調整市場における高単価約定を前提に大規模投資され、結果的に需要家負担の問題につながるという形は望ましくないという中で、より健全な市場算入が図られるよう一定の価格指標を示すということも必要なかなと考えております。こうしたことも考えた上で上限価格については、状況において適切な水準になるよう適宜、要は今回やったからそれで終わりじゃなくて、適宜見直しを行っていくということにしてはどうかと考えているところでございます。

41 ページなのですが、これは今回の議論のために参考になると思いますので少しご紹介しますが、今の市場の中で 2025 年 4 月から 9 月において、複合市場における応札量・約定費用の単価別の分布というものをデータとして載せております。これは 1 時間単位で出ているので、先ほどご覧いただいた 7. 幾らみたいなのに比べると 2 倍していただいて下のグラフですけれども、14.42 円というのは新しい上限価格の水準になりますが、今回ご提案する新しい価格の上限価格の水準というのは、この赤いラインのところでございます。

もちろんこれよりも高い価格の電源というのがあるわけですけれども、ご覧いただいたように量の割合でいうと全体の中では一定の割合、一部であるということ。さらには、特に右側のグラフですけれども、一部の電源はそれが実際にかかるコストとかそういうことというよりは、上限価格に張り付けるような入札行動をする事業者が一定いるということもこのグラフからも分かること思います。逆に言いますと、そういう入札行動みたいのが

起こることによって、全体としての調整力の調達費用の総額が高くなるということは、これは制度の在り方として望ましくないと考えている中で、必要な対応を取っていくということなのかなと思っております。

こうした観点から募集量でありますとか、あるいは上限価格につきまして、今申し上げたような対応方針を行っていくと、対応方針で取り込んでいくということでどうかというご提案をしているということでございます。

少しテーマが変わりまして43ページですけれども、揚水における応札拡大方針の取り扱いというのが論点がございます。今回、複合商品を週間商品から全日商品に見直しをしていくという中で、非常に各論ではありますけれども、BG運用している揚水発電気について、並列必須要件が定められていて一次、二次①への応札障壁として、アセスメント違反とか計画不一致リスクを緩和するべく、ここに書いてあるような対応策①、②といったような特別な取り扱いをしましょうということで過去に議論がされていたわけですけれども、この点について全日商品化される中にあって、引き続きこういう特別な取り扱いを認めるべきかという論点がございます。

ここについては3ポツ目ですけれども、対応策①については全日取引化された場合、約定した以降に最低出力分の水位を確保するには、実需給断面までにやはり自社火力機の稼働や時間前市場での調達による電力からポンプアップするしかないという状況は変わらず、引き続き最低出力などの供給力を確保できない、アセスメント違反をしてしまうというリスクが残るということだと思っています。対応策②についても実需給断面における最低出力等は、自社火力機の=持ち下げ=で吸収するか時間前市場で販売するしかなく、引き続き最低出力の販売先が見つからない計画不一致リスク、こういうリスクが残るのかなと思っておりまして、また揚水事業者からも継続を求める声があるということも踏まえまして、全日取引化以降においても、引き続きこれらの対応というのには継続をすることとしてはどうかとご提案をしたいと思っております。

最後48ページですけれども、需給調整市場の売買手数料水準の期中見直しについて。これは時期に応じて、基本的にはEP RXの運営というのは、市場取引が行われるタイミングで手数料という形で、市場参加者からお金を頂いているということで運営をしております。これらにつきましては先ほど申し上げたように、時期に応じて必要な金額、これは収支相償の考え方で必要な金額を頂くということで単価を設定しているわけですけれども、足元いろんな制度見直し、例えば三次②の募集量削減係数の導入だったりとか、あるいは期中の募集量削減方策の対応を一步始めるといったこと、さらにはそれらとも関連しますけれどもシステム改修の対応とか、なかなか今の単価では収支相償を実現させることができ困難な状況にあると認識しております。取引規定上、年度ごとに更新されるということにこの売買手数料はなっているわけですけれども、機動的な対応が生じる必要性、こういったことが足元ちょっと起こっているものですから、今後は年度途中に必要な見直しを行っていくこともできるようにしたいと思っております。この点も併せて本日議題と

して取り上げたいと思います。

こちらもすいません、長くなりましたけれども私からのご説明は以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。論点としては5つ頂いていますが、後段の3つの論点というのが、基本的にはご議論の内容となるのかなという感じはいたします。先ほどと同様に委員・オブザーバーの方に、ぜひ闊達な意見交換させていただければと思いますので、チャット欄でお知らせいただければ幸いです。いかがでしょうか。それでは曾我委員、お願いします。

○曾我委員

はい、ありがとうございます。私から2点ございまして、まず1点目の一次・二次①の募集量削減と上限価格の引き下げについてでございます。資料の24ページや40ページにご記載いただいておりますとおり、蓄電池やDRなどの新規リソースの新規参入への配慮とコスト抑制のバランスが重要ということで、おっしゃるとおりかと思っております。

今回、募集量削減と上限価格の引き下げの両方の導入を一気に行うというご提案がされていると思うのですが、既存の新規リソースの案件や、新規の案件についても、投資に及ぼす影響というものは必ずしも少なくないものと思われる、すなわち影響の大きな対応だと思っております。

特に既存の投資済みの案件や、投資決定済みの新規案件にとっては、例えばプロジェクトファイナンスなどで資金調達を行っている金融機関などの関係者もおられるかと思うのですが、そういった周辺の関係者にも影響がある論点との認識でございます。

以上を踏まえますと、新規リソースの投資への配慮として今回のご提案が相応のものであるか、すなわちコスト抑制との最適なバランスというのが今回のご提案で良いのかどうかという点につきましては、こういった関係者にもヒアリングするなどして慎重に見たほうがよいのではないかと思いました次第でございます。

なので、今回の一回で決めきっていいのかというところが、私からの疑問でございます。

40ページの3つ目のポチでも、見直しを適宜行う場合もあり得るということでご配慮をいただくような記載もありますが、一度事業性が損なわれたプロジェクトについて、それを回復するのは結構困難な場合も多いかと思いますので、後で見直せばいいよねというのは、許容性の議論としては若干弱いかもしれないなどとも感じております。

あともう一点なのですが、31ページに関しまして、一次と二次①の募集量削減につきまして、中長期的な観点から余力活用に頼るということで、本当に安定供給が図れるのかという点です。31ページの資料にあるように、ここ数年の経験を踏まえてというご説明だったと思うのですが、中長期的に余力活用として適切な電源がいてくれるかという観点も検

証されたのかという点について、こちらは確認ということでコメントさせていただければと思います。私からは以上でございます。

○大橋座長

続いて松村委員お願いします。

○松村委員

はい、松村です。聞こえますか。

○大橋座長

はい。

○松村委員

発言します。まず募集量削減については、三次調整力②と同じ考え方でやるのも一つのあり得る削減案として、いったん試算していただいたのだけれども、それだとちょっと破滅的に、すごく心配になるほど減ってしまう。その点を十分考えて今回の提案を出したことは理解しました。合理的な提案が出てきたと思います。

これももちろん、もう一つのやり方の間を取るとかということだって原理的にはあり得ると思うのですが、この程度の削減で十分競争的なマーケットになるということであれば、その後はむしろ募集量を増やすとかという方向に行くこともあり得ると思いますし、逆の方向に行くこともあります。少なくとも出発点としてはまずこれでやってみて、コストが本当にこれで最小化されているのかどうか、いろんな心配事がないのかというのを確認する出発点として、いい提案が出てきたと思っています。

一方で上限価格については、私は懸念しています。週間の時の発想を引きずって提案が出てきたのではないかと思います。全日化されると、スポットに出てスポットで売れ残ったものが出てくるという構造になる。1週間べたではなくて、それぞれのコマごとに出でてくるということになります。

14.42円にどういう意味があるのかというと、例えばあまり意味のない単なる数値ですが、燃料費用が例えば40円の電源があったとして、卸市場価格が、そのスポットの価格が例えば夏だとか冬だとかというので、需要期の点灯時間帯というので55円を超えるということがあったとすると、この上限価格ではそこで売れ残った電源があったとしても、もう出てこれないということになります。

逆にそういう類いの火力がもしこの市場に出てきたら、それはスポット市場での売り惜しみなのではないかということが理屈としては疑われるような状況になる。つまり、その状況だともう出てこない。100%というのはちょっと言い過ぎですが、基本的にはもう全部余力で対応するという覚悟が必要だと思います。

スポットの価格が 55 円にずっと張り付くななんていうことは、ものすごいレアケースだと思います。しかし一瞬特定のコマでそれぐらいの価格になるということは、十分想定しておかなければいけないことなのではないかと思います。そのような価格が付くと機能しなくなるというのは、相當にまずいのではないかと懸念します。

しつこく言って申し訳ないですが、このスライド 41 のところで出ているのは、週間の発想ですよね。だから今言ったように、そのような状況だと平均が 55 円になるというような 1 週間、休日も含めて、あるいは深夜を含めて、平均の価格が 55 円になるなんていふと、もう相当な稀頻度ということだと思いますが、特定のコマでそれを超えるということは十分あり得るというか、想定しなきやいけないのではないか。そうするとこの上限価格だと、もうそのようなコマには調整力が基本的に出てこないということを覚悟しなきやいけないというぐらい強烈な提案になっているということを自覚の上で出しているのかということはちょっと心配しています。しつこく言って申し訳ないですが、これは週間の時の発想でこの分布になりますというデータから、直ちに上限価格がこれで適切ですと言っていいのかは、私は相當に心配です。

一方で正しく説明していただいたとおり、上限価格を高くすると、それにぶつけてくる事業者がそれなりにいて、そうするとそれが大きくコストを引き上げてしまうという。そういう強い問題意識に基づいて考えた上で出てきた提案だというのは十分理解はしたのですが、今私が言ったような懸念は本当に考えなくともよいのかというようなことは、ちょっと心配です。

しつこく言って申し訳ないのですが、スポットでいったん出し、不落になったものが、それとある意味で同じコスト構造で出してくるようなものについては、今回提案された上限価格を超えたとしても、それは不当に高いコストで入札したとは言えないのではないかということを心配しています。以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。小宮山委員お願いします。

○小宮山委員

はい、小宮山でございます。ご説明いただきましてありがとうございます。私からもまた、募集量に関してコメントでございます。

今回の考え方につきまして、賛同させていただきます。今現状、余力活用計画を通じて調整力を確保している、そういう状況かと思いますけれども、少し長期的な視点に立てば、やはり調整機能のある電源を確保するということも大切なことでもございますので、少し中長期的な調整力の需給のバランスについてもしっかりと確認しながら、今後募集量について、しっかりと検討いただければと思っております。

2 点目、新規リソースに関してでございますけれども、今回の高速商品も含めてご提案

の上限を設定することに関して、少し新規リソースの存在をどのように考えるかということをございますけれども、やはり現在の例えは蓄電池のコストの状況であったり、また蓄電池側の応札動向、応札価格、そうした点も踏まえながら、今後こうした新規リソースに対する取り扱いを今後もし変えるのであれば、新規リソースの動向全般に関して調査した上で検討することが大切なと思っております。

最後に、43枚目の揚水における応札拡大方針、大変適切なご提案と受け止めておりますので賛同させていただきます。特に前日取引化することで、火力の起動や調整がやはり困難になるケースもある、出てくるリスクもあるかと存じますので、今後も引き続きご提案いただいている対応策は、以前にも増して必要になるケースが出てくるのではないかと思いますので、大変適切なご提案ではないかと受け止めております。私からは以上でございます。

○大橋座長

続きまして、土井委員お願いします。

○土井委員

ありがとうございます。私のほうからも2点、コメントさせていただければと思います。

まず、今回の対応策につきまして、調達コスト抑制という目的達成のために募集量の削減と上限価格の引き下げというところが必要であるということについて、理解いたしました。一方でその対応の影響がどういったものに出てくるかというところを考えてみた時に、電力の安定供給のために調整力の確保が必要であるという観点からは、調整力供給事業者の意見を聞いて、今回の制度変更により事業行動がどう変化するかというところを把握していく必要があるのではないかと考えております。

といいますのも、調整力供給事業者の観点からしますと、需給調整市場への入札以外にも、余力活用、kWhの相対取引、JPEXなどのさまざまな経営判断の選択肢があると思いますので、今回のようにどちらかといいますと市場の規制を強めるという方向での制度変更で、想定以上の事業者の市場撤退があったり、あるいは新規参入の減少が起こってしまうということがないかどうかというところを慎重にご判断いただいて、対応を考えていく必要があるかなと考えております。

もう一点、こちらも調整力供給事業者の観点からになりますけれども、制度変更によって、事業の予見可能性というところが一定程度損なわれてしまうかという懸念もあるかと思います。こちら今後の見通しというところが不確実な状況がやはり続いていくということは、事業の安定性の観点からも避けていくべきだと思いますので、この予見可能性のところを確保する情報提供というところを、適時に行っていただくのがよいかと考えております。以上になります。

○大橋座長

ありがとうございました。続きまして又吉委員お願いします。

○又吉委員

はい。ご説明いただきありがとうございました。私も募集量と上限価格についてコメントさせていただきたいと思います。

調整力調達コスト抑制のために、募集量削減ですか合理的な上限価格の設定が必要という方向感に違和感はございません。他方で、今回整理いただきました募集量削減案、上限価格の引き下げ案の見直し幅が適正なのか、また、量と価格を同時に変更することによってどういった相乗影響が起こり得るのかということが、ややイメージしにくいくらいと考えてございます。調整力機能を持ったリソース活用事業の将来キャッシュフロー想定を大きく動かし得るルール変更となり、事業者のファイナンス面にも影響が出てくる可能性もあるのではないかという懸念も持ってございます。

調整力市場への応札意欲をそぎ過ぎてしまうと、応札量減少による需要家負担の増大といった、本来目指す方向と逆ベクトルに進んでしまう可能性もあるのではないかと考えているため、もう少し慎重な議論があってもいいのではないかと考える次第です。以上です。ありがとうございます。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて秋元委員お願いします。

○秋元座長代理

はい。ありがとうございました。私も他の委員と若干重複するのですが、そもそも4ページ目を見ると、週間商品の部分でいくとコストが低減傾向にもあるので、しかも来年度から全日商品化に変わるという状況もあるので、ちょっと今回のご提案が、量と価格と両方にダブルで厳しくしようというような感じで、厳しく、きつく出過ぎやしないかということで私も懸念を持ちました。

やっぱり不適切に高い札を入れている事業者がいるということはとても由々しき事態で、それに対する対応は必要だということはよく理解するのですが、ちょっといき過ぎると本来VRE、変動性再エネが増えていって、先ほどの議論でも目標値を引き上げていくという中で、どうしてもこの調整力の重要性が一層増していく中で、コスト自体は調整力のコストって上がっていかるべきで、べきというか下がるべきではあるけれども上がるのは仕方ない部分もあるので、そういうことも踏まえてどうなのかということをちょっと議論していく必要があるんじゃないかなと。

当然レベニューキャップ制度もあって、そちらの上限に引っ掛かるとか、そちらが問題

になるということも理解するのですが、ただ本当にそちらが問題であれば、レベニューキャップの在り方を見直すということも併せて考えるべきだと思いますので、最後 40 ページ目で他の委員もおっしゃいましたけれども、上限価格について柔軟に適切に見直すといつても、いったんやり過ぎると戻ってくるというのは大変になってくるので、柔軟にやる場合でも少し緩やかに始めてやっていくほうが妥当ではないかと思いますので、ちょっともう少し議論を深めていただきたいと思いました。以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて加藤オブザーバー、お願ひします。

○加藤オブザーバー

電源開発加藤です。今回ご提案の内容について、昨年以降、募集量削減などいろいろな取り組みが行われてきて、調整力調達コストの過度な高騰といった課題対応としては、効果があったことを十分理解いたしました。

他方で、募集量削減といった現在の対策だけでは、基本的な方向性としては市場が縮小していくことにはばかり作用するのではないかと強く懸念いたします。結果として市場原理を活用して競争活性化、透明化が実現でき、調整力コストの低減につながるという本来の目的に合わなくなってしまうのではないかとも思います。同時市場の導入までまだ時間がかかる状況ですので、長い目でこの市場をこれからどうしていくべきなのか、どうしていきたいのか、改めて議論するべきではないかと考えております。

この市場が参加するプレーヤー各位にとって、魅力あるものになって初めて取引が活性化して、結果として適切な価格形成がなされることになればいいと考えております。

○大橋座長

続いて中谷オブザーバー、お願ひします。

○中谷オブザーバー

ありがとうございます。中部電力の中谷でございます。私からも 2026 年度以降の募集量と上限価格について発言をさせていただきます。

複合市場の商品につきましては、2025 年の 6 月より市場外調整力の募集量控除が行われている中で、市場、余力活用、随意契約を組み合わせて調整力を確保することで、安定供給への支障が出ていないという評価をされております。

このように安定供給が確保されるのであれば、三次②の実績のように募集量削減が調達コスト低減に寄与するということも考えられるため、一次から三次①の全ての商品で市場による調達量を削減する方向性は理解いたします。

その上で今後の運用や制度設計に当たって、2 点留意いただければと思います。1 点目

は、募集量の削減は、あくまでも安定供給の確保が前提であるため、削減量の影響については継続的に確認をお願いしたい。

2点目は、上限価格の見直しについて、調整力調達負担の増大への懸念を鑑みれば、上限価格の引き下げは必要かと思います。一方で、スポット取引後ではあるものの、前日取引化によって実需給に近いタイミングでの応札ということになるため、事業者が応札価格に織り込むリスクは低減することができ、調整力調達費用は低減される可能性もあると思います。

従いまして、上限価格については2026年度に即時に7円21銭に引き下げるのではなく、前日取引化後の調達費用の動向を確認しつつ、段階的な引き下げとする方法もあると考えます。発言としては以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて田上オブザーバー、お願いします。

○田上オブザーバー

はい。電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課の田上です。今回の事務局の方針については賛同したいと思います。2026年度から全商品全日取引化、30分取引化といった大きなルール変更が行われるわけですが、2024年度の時のような混乱が生じることがないよう、監視等委としても今回の整理を踏まえて、応札事業者の入札行動の変容など、引き続き厳格に監視を行ってまいりたいと思います。

また、スライド18ページですね。2026年度以降の需給調整市場における対応に関しましても、2026年度も需給調整市場と余力活用、揚水随契といった市場以外での調整力等を組み合わせて調整力を調達していくという方針に、賛同したいと考えています。監視等委としても今後も引き続き、揚水随契については妥当性の評価を行ってまいりたいと考えています。以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて渡邊オブザーバー、お願いします。

○渡邊オブザーバー

はい、渡邊でございます。私からは募集量削減と上限価格の引き下げ、それから手数料の扱いについてコメントをさせていただきます。

まず、募集量の削減でございますけれども、競争原理の導入で調達コストを削減していくという市場本来の狙いを踏まえますと、応札を活性化させていく施策、これを優先すべきなのではないかなとまず考えます。

アンケートの結果等も見させていただきますと、余力の全量をスポット市場に入る

と、需給調整市場の応札量が減少する可能性があると示されておりますけれども、こういった状況というのは、需給がひっ迫しているような状況ではないかと考えますので、その場合は、余力活用であっても不足してしまうと考えますと、こういったことが募集量削減の理由の一つになるということには少し疑念を持つところでございます。

26年度から前日取引化になるといったことによって、週間取引ではスポット市場との兼ね合いで応札を控えていた電源が、需給調整市場に出てくるという可能性は十分にあると考えておりますので、前日取引化の効果というのをしっかりと見極めるべきではないかと考えております。

募集量削減を実施する場合でありますても、応札の状況等を見ながら募集量を回復させていくといったことが望ましいと考えておりますので、そのための判断基準等をあらかじめ整理いただき、必要に応じて速やかに適正な募集量に戻すといったような運用をご検討いただければと考えております。需給調整市場における募集量の削減というのは、新たな調整力として期待されている系統用蓄電池などの新規リソースに対して、投資をすることを停滞させるといった懼れもございますので、慎重な検討をお願いできればと思っております。

次に、上限価格の引き下げについてでございますけれども、一部の事業者の方による高値札ということが取り沙汰されておりますが、こういったものは本来、市場原理で排除をされるということかと思いますけれども、応札が不足しているような状況では約定してしまうということもありますので、こういったものを排除する取り組みを暫定的に実施するということは理解をいたします。ただ、その水準感に関しましては、蓄電池等の新規リソースの市場参入、これが適切に行われるようなレベル感、こういったものを考えていただく必要があるのではないかと考えます。

最後に、手数料の扱いですけれども、1点目の募集量の削減と関連しますが、募集量を削減しますと約定量も減りますので、そうすると手数料が引き上げということが必要になると。このような構図にあると考えております。市場の活用を促進して約定量の拡大を図っていき、必要なコストを賄うということが望ましいのではないかと考えますので、こういった点からも、募集量を適切に確保するということをご検討いただければと考えております。私からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。続いて高橋オブザーバー、お願いします。

○高橋オブザーバー

はい、ありがとうございます。イーレックスの高橋でございます。需給調整市場について、現在市場機能が十分に働かず、調整力の調達コストが高止まりしているという現状に

について、改善していかないといけないという問題意識について異論ありません。ただ、今回の上限価格と募集量の両方引き下げるということについては、影響が非常に大きいと思っておりまして、市場全体にどのような影響が出るかについて検証が不十分なまま決定されることは、あまり望ましくないと考えております。変更に伴うメリット・デメリットなどをしっかりと整理いただき、関係者の意見も踏まえながら丁寧に議論を進めていただきたいと考えております。最終的には価格上限がなくても成り立つ、健全で自立的なマーケットになるのが理想だと思っておりますので、そういったものに近づくようなアプローチで検討いただきたいと思っています。

こちらのマーケットは、見直しが不断に行われていく前提であることは承知しておりますが、足もとの課題への対応が優先され、予見性を欠いた急な制度変更が行われることは、将来の市場の健全な発展や投資環境の安定性を損なう恐れもあると思っております。投資環境が損なわれると電力マーケットへの投資が抑制され、結果として新しい調整力が入ってこないことにつながると考えます。それは安定供給への悪影響や電気料金の高騰につながる恐れもあると思っておりますので、制度設計に当たっては、こうした中長期的影響も踏まえた慎重な議論をお願いできればと考えております。以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございました。続いて小林オブザーバー、お願ひします。

○小林オブザーバー

はい、出光の小林でございます。私もスライド 40 についてコメントさせていただきたいと思います。2024 年以降調達コストの増加に対して、さまざまな応急的な対策を講じられ、募集量削減等、調達コストの最適化を進められたことは理解しているのですが、今回お示しいただいたような上限価格の引き下げによって、系統用蓄電池のみならずさまざまな新設リソースの新規参入が阻害される可能性もあると感じております。ある意味では、こういったものを促進するような価格水準をお示しいただきたいとは思っています。

また、スライドにありますように、状況に応じて適宜見直しを図るということは、ある意味では短時間で前提が変わってしまい、投資回収の前提そのものが変わりますので、事業の予見性が低下してしまうという問題があります。結果翻りまして、新規市場参入を検討する事業者が減少したり、事業者が退出するというリスクもあるのではないかと思っています。

そういう点で今後の市場のあるべき姿を念頭に置きながら、事業者や市場への影響を検証していただきたいと思います。私からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。続いて佐藤オブザーバー、お願ひします。

○佐藤オブザーバー

はい、佐藤です。私から調整力を調達する側として2点発言させていただきます。

1つ目、12ページについてです。2026年度からは、複合市場実需給の前日に取引されることになりますが、この資料に記載されておりますとおり、応札量の減少ですとか、複合市場と三次②の市場の間で、応札量が偏るのではないかといった点が示されてございます。

過去を振り返りますと、2024年度においては全商品の取引開始といった大きな制度変更がございましたけれども、その際には調整力の調達費用が高騰するなどしまして、それを改善するために、年度内に幾度かの運用変更が行われました。調整力を調達する一般送配電事業者としましては、2026年度にも、資料に記載されているような可能性が顕在化して、その結果、調整力の調達環境に何らかの影響が及ぶのではないかということを懸念してございます。仮にそうなった場合には、極力早めの改善が望ましいと考えてございますので、一般送配電事業者としても協力してまいりたいと考えてございます。

次に、40ページになります。今回、2026年度以降の一次からの三次①の上限価格について7.21円とするご提案を頂きました。この水準ですけれども、応札量が限定的だということや、約定価格が上限価格に貼り付くため需要家負担の抑制が必要だという観点を踏まえて、一定の合理性を持った一つの考え方としてご提案いただいたものと受け止めてございます。その上で、資料にも記載いただいておりますとおり、上限価格につきましては、市場の状況に応じて適切な水準となるように、適宜見直しについてご検討いただければと考えてございます。以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。以上でご発言希望の委員・オブザーバーの方々からご発言いただいたと思思いますので、事務局のほうからもコメント等あれば頂けますでしょうか。

○佐久室長

ありがとうございます。今回さまざまご意見を頂きまして、結局われわれ事務局としての考え方で申し上げますと、要は今から2年ぐらい前に需給調整市場で、当初想定したよりもだいぶコストがかかって非常に大変だったという時の、ある種の反省ですね。あの時は非常に大混乱だったわけですけれども、そこから市場をより良い方向にしましょうという議論の中で、いかに募集量だったりとか、あるいは価格のところを調整することによって、市場機能を可能な限り果たせるように、どう市場を見直していくのかという議論をやってきて、2年間たつと若干その時の当初の感覚から少しづつ、より平時のモードに切り替わってくるということではあるのですが、議論の順番として、先に非常に影響が大きかった三次②から議論を始めて、今ようやく安定供給上も非常に重要だとされている、一次

とか二次①のところまで議論が及んでいるということなのかなと思っていました、その意味で言うとある種の、どこにやっぱりこの議論を進めるに当たっての価値観を置くのかを定めて議論をしないと、なかなか出口が見られないのかなと思って、ご議論を伺っておりました。

さっき申し上げた過去の議論からのわれわれの学びでいうと、やっぱり市場の活用は大切だけれども、安定供給と、そうはいっても総額費用を可能な限り抑えていくという、こをやっぱり両立させていくにはどうしたらしいのか。時には市場だけでは達成できないのであれば、市場外の調整力も活用しながら、全体としての総額を抑えていくということが重要だという考え方の下で、これまで議論を行ってきたということだったのかなと思っています。

その流れからいくと、今回ご提案をしている募集量の削減だったりとか、あるいは上限価格、これは先ほどお示ししたようなアンケートの見通しの下においては、恐らく多分、一次だったりとか、あるいは二次①の世界では、引き続き多分供給力が不足するということが起こるのであろうという、それなりにわれわれの見通しの下で、一方で価格、総額を抑えていくための取り組みとしては、こういう取り組みをしないと、そこまでアプローチできないんじゃないかという、そういう考え方の下でご提案をしたということでありまして、この部分については、考え方としてはこれまでのある種議論されてきた、何を重視するのかという視点だったりとか、その際に市場だけでは難しければ、市場外も含めて使っていくということとの流れの中では、整合的なご提案をしたのかなと今思っているところであります。

一方で今回、非常にご懸念として多かったのは、確かにこのような制度変更をした時に何が起こるのか分からぬところが、やっぱりどうしても残ってしまうんだと。そういう中にあって、その影響が大き過ぎるのではないかというご懸念の声というのがあったということでありまして、ここは委員のまさに方々のご意見の流れを捉まえてどうしていくのかは、われわれとしてももう一回考えなくちゃいけないところでありますけれども、いろんな制度を変更した時に当然それによって何が起こるのか分からぬ中で、何を価値観として重視して、どっちに向けてこの市場の在り方を振っていくのかというところとの兼ね合いの中で決めていくしかないのかなと思いながら、議論を伺っておりました。

他方、さっき申し上げたいろんな懸念に対して、ある程度それが見通しを持てるようきちんと状況を整理してお伝えをするということは、われわれの一方での使命でもあると思っていますので、今日足りなかつたということがあるのであれば、そこについては追加でご説明をしていかなくてはいけない部分があるのかなとも思ってお話を聞いていたところでございます。全部まとめてのコメントみたいなことになってしまって恐縮ですけれども、私からは以上になります。

(3) ベースロード市場について

○大橋座長

ありがとうございました。本日需給調整市場の2026年以降の募集量、上限価格、あと揚水の在り方、あとEPRXの売買手数料ということで論点を頂いたところです。さまざまご意見を頂いたところでもあります、今事務局からも頂きましたが、おおむねこれまでの取り組みを継続する方向性として位置付けられているものかとは思います。

いずれにしても新しい取り組みも一部交ざっているところもありますので、今回の方策を講じつつ26年度の応札状況も注視しながら、適切なタイミングで適切な打ち手を考えていくということは、大変重要なと思います。ありがとうございます。

大変申し訳ないのですが、15時終了予定だったと思われるのですが、ちょっとまだ議題がもう一個残っているようですので、最後の議題、ベースロード市場についてということをこなさせていただければと思います。お時間ちょっと超過して誠に申し訳ございません。それでは資料5についてお願ひします。

○小柳室長

資料5につきまして、電力産業市場室の小柳からご説明をいたします。できるだけ手短にご説明します。

1ページですけれども、今年度の第1回オークションが8月に、第2回オークションが10月に開催されましたので、その結果をご報告するということでございます。

2ページ行っていただきまして、固定価格の1年商品の売り応札量ということですが、第1回は約406億kWh、第2回は約400億kWhということで、いずれも昨年の実績を超えているということでございます。

3ページですけれども、買い応札量のほうですけれども、第1回は約105億kWh、第2回が104億kWh程度ということでございます。

4ページ行っていただきまして、約定結果についてですけれども、第1回は、約4.7億kWh、第2回が3.3億kWhとなってございます。約定率を見てみると、第1回が約4.4%、第2回が約3.2%という数字になってございます。

5ページ行っていただきまして、2年商品についてですけれども、2年商品については全エリアにおいて約定はなかったということになってございます。売り応札量については、第1回、第2回ともに約31.3億kWhということになってございます。買いのほうは、第1回が約3.3億kWh、第2回が約3.5億kWhという、こういう数字になっていくということでございます。

6ページ行っていただきまして約定価格ですけれども、第1回、第2回ともに東日本では13円台、西日本エリア・九州エリアでは11円台ということになっておりまして、昨年と比較して少し低下しているということではあります、おおむね安定的に推移しているということかなと見ております。

7ページですけれども参考として、第1回、第2回それぞれの事後調整係数をまとめてございます。

8ページですけれども今後のスケジュールということで、第3回を11月に、第4回を年明け1月に開催するという方向で予定をしております。これについては以上になります。

3. 閉会

○大橋座長

ありがとうございます。ただ今のベースロード市場について、ご意見あるいはご質問などあれば頂ければと思いますが、いかがでしょうか。オブザーバーの方もありましたら、ぜひ頂ければと思います。なさそうですか。

それでは、ありがとうございました。こちら本日は、ベースロード市場についての今回のオーケションの報告ということですので、こちらのご報告のほうはこれで了とするということかと思いました。ベースロード市場については今後この市場の在り方についても、しっかり議論するタイミングもあるかなと思いますが、この件はこの件としてということで終わりにさせていただければと思います。

それでは、以上なのですが、全体を通じてもしご意見等あれば頂ければと思いますが、大丈夫ですか。もう時間も過ぎちゃって申し訳ございませんでした。私の不手際をおわび申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第108回の作業部会のほうを閉会とさせていただきます。本日も非常に闊達なご議論いただきまして、ありがとうございました。